

平成29年第3回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成29年9月13日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稲岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 出口治男	17番 香西和好
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井正助	副市長 町田寿人
政策監 木具恵	教育長 坂東英司
企画総務部長 後藤啓	市民部長 三浦康雄
健康福祉部長 安丸学	産業経済部長 阿部芳郎
建設部長 大野芳行	教育次長 妹尾明
会計管理者 秋山雅彦	企画総務部次長 野崎圭二
市民部次長 矢田正和	健康福祉部次長 石川久
産業経済部次長 岩佐賢二	建設部次長 川野一郎
教育次長 湯藤義文	吉野支所長 松原美子
土成支所長 井上百合子	阿波支所長 塩田英司
水道課長 藤川靖人	農業委員会事務局長 阿部守
監査事務局長 阿部仁子	財政課長 稲井誠司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局主幹 笠 井 久美代

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（江澤信明君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりでございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（江澤信明君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波みらい吉田正君の代表質問を許可いたします。

吉田正君。

○11番（吉田 正君） おはようございます。

ただいま議長のほうから登壇許可をいただきましたので、阿波みらいを代表いたしまして、ただいまから質問を行いますので、答弁は簡単明瞭にさせていただきたいと、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、合併特例債の活用についてということで、まず1番、質問をいたしたいと思っております。

1点目の合併特例債の活用実績と今後の計画について。

阿波市の合併特例債の期間が、残り3年半と聞いております。現在の合併特例債の実績と、まず状況について、簡単で結構です。答弁をお願いいたします。できるだけ早く時間を終わりたいと思いますので、簡単によろしく願いをいたします。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、阿波みらい吉田正議員の代表質問、合併特例債の活用についての1問目、合併特例債の実績と現状についてお答えをさせていただきます。

本市では、これまで新市まちづくり計画に基づき、市民と一体となったまちづくりを実現するため、合併特例債を活用してケーブルテレビ施設整備事業に約30億円、市道整備事業に約10.9億円、また阿波伊沢中央地区の農道整備や御所地区、古養水・東北地区

の管路整備などの農業基盤整備事業に約3.5億円、小・中学校施設の耐震化、大規模改修事業に約3.8億円、認定こども園施設整備事業に約4.8億円、庁舎及び交流防災拠点施設整備事業に約49.5億円、学校給食センター新築事業に約11.4億円、上水道出資事業に約4億円、基金造成事業に約21.9億円などの事業に取り組んでまいりました。また、合併後の市債の発行状況につきましては、平成28年度までに全体で283億4,420万円を発行し、そのうち合併特例債が148億9,280万円で、全体の52.5%を占めております。

次に、合併特例債活用期限及び限度額でございますが、本市における合併特例債の活用できる期限は平成32年度までとなっており、活用限度額については全体で約222億円、内訳として資本整備に約198億円、基金造成に約24億円となっております。現在の資本整備の発行額については、これまで予算化しているものを含めると約138億円、活用率としましては約69.8%であり、残り約60億円が活用限度額となります。これまでもご答弁をしてきましたとおり、合併特例債については元金及び利子償還金の70%が交付税措置されることになっており、自主財源に乏しい本市にとっては有効な財源であります。今後活用を予定している事業につきましても、集中と選択を慎重に行いながら有効活用していきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい吉田正議員の代表質問の合併特例債の活用についての中で、今後の合併特例債の目玉と考える旧阿波庁舎に活用はできるのかについて答弁をさせていただきます。

最初に、合併特例債は今企画総務部長のほうより申し上げましたが、合併団体に係る財政支援措置の中で2つの柱ということで、一つは地方交付税の合併算定替え、加えて合併特例債の活用というのが2本柱だと認識しております。そして、議員も申されましたように、その活用期間も平成32年度までということで、あと3年半を残すのみと、また活用可能額につきましては60億円ということで、阿波市にとって活用事業の集中と選択がより求められると考えております。また、旧阿波庁舎につきましては、平成27年度に策定いたしました阿波市の公共施設等総合管理計画においても、今後も市民のために将来的に有効活用していくと明記しております。

続いて、議員お尋ねの運転免許センターについて申し上げますと、前定例会で報告させていただきましたが、藤井市長が5月8日に就任いたしまして、その直後の5月15日に徳島県知事及び徳島県警の本部に対しまして要望を行いました。その感触として、非常に手応えを感じているとの報告をしております。

続いて、財源についてであります。仮に運転免許センターの誘致の採択を受けた際には、事業の実施に当たって、財源として今考えておりますのが国庫補助金でございます。国交省の社会資本整備総合交付金、それとあわせて合併特例債を活用できるものと考えております。しかしながら、国庫補助金や合併特例債も事業費の全てに充当はできないということで、できるだけ創意工夫しながら、一般財源を圧縮して最少の経費で最大の効果が上がるようにしていきたいと考えております。

次に、議員がお尋ねのスケジュール等につきましては、あくまで案ではございますが、今後運転免許センターの誘致の動向に注視しながらも、合併特例債の有効活用は欠かせないと考えております。また、施設改修には耐震工事や大規模改修工事も伴いますので一定の期間を要するというので、近いうちに市議会に説明してご理解、ご協力をいただきながら、今年度中に基本設計、実施設計の予算案を提案したいなということで作業を進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、合併特例債といえども借入金という性質がありますので、そこらには十分留意しながら、将来の阿波市のために有効活用が図れるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） 合併特例債の活用についてということで、後藤企画総務部長並びに副市長の町田さんよりるる説明がございました。

最後の合併特例債になるのが3年半ということでございます。それで、耐震補強、特例債といろいろ関係もあるだろうし、さきに副市長のほうから答弁がありました。これから免許センターの誘致ということを考えておるようでございます。

そこで、そういうような計画が現実には動いているのであれば、早急に合併特例債が利用できるということですので、先に見積もりとかいろいろ設計の案、阿波市の庁舎も耐震が必要だろうし、工事に係っても大分時間がかかると思いますので、早急に工事の見積もり等を、この予算にもないようでございます。できるならば、補正予算を組んで設計監理を

進めていかなんだら、免許センターが万が一にもおくれて、阿波市は手もつけよらんということですよ。それに流れていっても大変なことになると思いますので、無理かも知れませんが、早急にできましたら補正を組んで、設計委託にかけられるだけの用意をして順次事業に向けて進めていかなんだら、3年半ということでは工事に、調査がかかれば、地下2階まであるし、その補強をする工事っていうのは大分時間がかかるのではないかなと思っておりますので、そこらはどうですか。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） ただいま吉田議員のほうから、徳島県警察の免許センターにつきまして旧の阿波町本庁庁舎の跡へ、早急にそれを実現するために補正予算等々も計上してはどうかという質問でございます。

この件に関しましては、今現在精力的に徳島県のほうとも調整を図っているところでございます。22日の全員協議会の中で、大体の計画内容についてご説明をさせていただきたいと考えてるところでございます。それに伴いまして、32年4月1日の供用開始に向けまして、事務の調整を図りながら合併特例債の有効活用を図ってまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（江澤信明君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま市長並びに副市長のほうからいろいろと説明がございました。できるなら、せいぜい設計監理の予算を置いて、前向いて進んでるということをお知らせできるようにしたら免許センターも間違いなしに来るだろうし、変更もないだろうと思いますので、そこらの準備を早くして阿波市に、阿波町の旧の役場の跡が免許センターなりいろいろな多目的なことができるように計画を立ててやっていただきたいと思いますと思っております。

それでは、いろいろ答弁をさせていただきまして、この項において時間はまだまだあるんですけど、これから皆さんいろいろと質問する人もいますので、この件については、できるだけ設計委託を出して、阿波市では免許センターが来る用意もできよるというように、多目的にも入ってくる要素もあるかも知れません。そういうことで、できるだけ早く設計に取りかかるようにして、特例債をいただいて工事をやるというようにやっていったほうがいいと思います。

それでは、この項については質問を終わります。

まだほかに、おたくのほうで計画しておることはございますか。今のところは何も出ん。

補正予算の件については考えてくれるだろうけん、そこらのところを皆さんに聞いてもらうようなことがございましたら、阿波の役所の使用する目的、免許センターが来てくれるが一番ええだろうと思いますが、この間の新聞にも免許センターが池田の方に出張してああいうこともしよるということも聞いておりますので、いろいろ動きがあると思うので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告の、前からお願ひしよる件でございますが、阿波市の河川の管理について部長にお伺ひするわけでございますが、この問題については、私は合併する前からずっと何回もやっていた。これが、1年前の代表質問でもこの問題を質問しております。どういふわけか、質問しても現実きれいに考えてくれて前向いてやってくれよんかいなど。これ議長、相済まんけど、中間でございますが、今のこの話の質問の問題の写真なんですけど、配付して見てもろうてもよろしいか。（写真を示す）

○議長（江澤信明君） 結構です。

○11番（吉田 正君） 議員に回しますので、よろしくお願ひをいたします。

私が今回この河川の整備ということでいろいろと現場をずっと見て、各河川の写真を撮りながら順次質問に入っていこうと思ひますが、河川やら林やら森やらわからんぐらい雑木なり雑草なり、いろいろな大きくなるような樹木が生えております。現実に建設課の担当の方々へはこういう現場を見て、いろいろと県なり関係庁に協議をお願ひしよるとは思ひんですが、私が質問したことには一切動いとらんよな、今まで。今回は、私の感じとるとこは、木具政策監に来ていただいて、いろいろ県の土木の上層部のほうに話が出てるといふも聞いております。そして、これは丸若県議が上層部と話をして、下伊沢谷橋から下についての工事の計画をとっておられます。これも丸若さんが、私もこういうことをしとりますといふことで写真も皆撮ってくれたんです。今回はこの伊沢谷の下伊沢谷橋の下流は、恐らく行政のほうもするだろうし、その工程については雨季が済んでから着工しようかといふのを丸若県議から聞いています。役所の皆さんは、できるんだから放っておいてもええだろうといふよな考えで、私も聞いたことございませんが、丸若県議と話しよって、こういうことも今進んでおりますといふて説明してくれたのが、この書類で説明してくれたんです。（資料を示す）そして、丸若県議の言うたことには、土木のいろいろな経験してやり手の政策監が来とるから、今度は間違いなしに伊沢谷の下の工事についてもやれるだろうといふことを聞いております。

そういうことでございますので、これから阿波の建設部として現実に、実際にほんまに

市民のために河川を清掃して、安心・安全、農作物にも害が出んような河川にこれから気をつけて整備をしていかなんだら大変なことになると思います。私は、この質問を出したのは平成29年7月10日、九州の豪雨の被災地の福岡県、大分県では甚大な水害の被害が出ております。そこで、私も阿波町のいろいろ河川は全部歩いてみました。このように、(写真を示す)林、森、谷の中へ入ったら人が歩けんような状態になっております。これを一日も早く整備をしていただくのが筋とは思いますが、これ県の河川じゃけんね、県がしてくれんのですわって言ったらしゃあないことなんですが、今回は政策監に土木の非常に優秀な方が阿波市のところへ来て来ておられます。これはほかの町村の人が言よります。丸若県議も今の政策監は土木のほうは鋭いですよという話をしております。この際に、部長、いろいろと政策監にもお願いして、あんた方の建設部としての役目をどうふうに果たしていくかということの説明をお願いします。

○議長(江澤信明君) 大野建設部長。

○建設部長(大野芳行君) 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい吉田正議員の代表質問2問目、県の管理河川の状況に関するご質問にお答えさせていただきます。

阿波市内を流れる県管理河川は、宮川内谷川、九頭宇谷川、日開谷川、大久保谷川、伊沢谷川など44の河川がございます。これらの河川は吉野川や旧吉野川に流れており、下流に行くほど川幅が広くなるとともに、吉野川北岸特有の河川の流水が伏流するため、樹木が自生しやすい環境にあります。こうしたことから、吉野川合流付近においては樹木の自生が見られる箇所もあり、繁茂した樹木は水の流れを阻害する要因となっています。

議員ご指摘のとおり、阿波町の伊沢谷川、大久保谷川、五明谷川などの下流部区間においては特に多くの樹木が繁茂していることから、毎年開催される知事・市町村長懇話会など、機会あるごとに樹木伐採、堆積土砂しゅんせつの要望を行っております。こうした取り組みの結果、県においては緊急性が高く、治水上支障となる樹木や堆積土砂について、樹木の伐採や堆積土砂の押し均しなどを進めており、平成26年度からは大久保谷川において河川内の不要な樹木を木材資源として有効活用し、維持管理コストの縮減を図る公募による伐採を実施しております。今年度も伐採可能な範囲や樹木の搬出経路など諸課題を整理した上で、引き続き実施していただくこととなっております。

また、伊沢谷川の県道鳴門池田線から下流部については、川のみお筋を河川中央付近につけかえ、河床整正の工事にあわせて工事区域内に繁茂する樹木を伐採する方向で計画中であり、早ければ非出水期であります11月ごろから工事に着手すると聞いております。



なお、市におきましても、早期の伐採が進むよう県に協力し、伐木した樹木の処分費を負担する予定としております。

今後におきましても、河川周辺の市民の皆様が安心・安全に暮らせる生活環境確保のため、県に対しまして適正な河川管理を進めていただけるよう引き続き要望するとともに、市といたしましても積極的に協力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま部長のほうからる説明がございましたが、県の河川であれ市の河川であれ、阿波市に流れている河川については、県が整備するというまでもなく、阿波市の建設課の担当職員が一応県なり上司と相談して、多少の金が要ろうが周辺住民の方々の安心・安全、それから作物の害が出ないように、最低限は行政がするというのが当然ではなかろうかと私は思っております。害が出て行政が損害補償するんでない、今は皆、害を受けたら自分が直したりいろいろなことをしていかないといけない。もう少し河川を大事にして、大久保谷ももちろん、伊沢谷ももちろん、香川県からの境界からの水がこっちに皆流れてきよん部長も知つとると思うんです。それは県であろうが阿波市であろうが、じっと置いとくということは行政の責任と思います。これから新市長並びに副市長、政策監、この3人の方もいろいろと検討はするとは思いますが、これは当然に河川は、今の状態ではいつか豪雨のときには被害が出る、どの河川にも出ると思います。ほれは住民がいろいろと害を受ける前、行政がいろいろな完璧な整備がでけいでも、ある程度守れる河川の整備はするべきだと私は思っております。

そういうことで、最後に1つお願いしておきたいことがあります。

木具政策監に特にお願いしておきたいことが、今までの阿波市の河川の整備というのは、政策監は歩いてみたら、この河川は何年ぐらい手かけてないと判断はできると思うんです。徳島県も銭がたっぷりない関係で、各河川の整備はできんということで今までは来ております。九州の豪雨やら見てたら、そんな銭がないからどうこうのというて延ばすということが、今、これは行政の大きな責任になってくると思います。

そこで、もう最後でございます。

木具政策監は、県とのつながりがあります。そこで、阿波市のいろいろしないといけないことがあったら率先して県のほうへ、市長、副市長並びに担当部長へいろいろ相談して、阿波市がよくなるように引っ張っていただきたいと思っております。一言お願いします。

○議長（江澤信明君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい吉田正議員の代表質問、県の管理河川の状況に関する再問について、まずお答えさせていただきたいと存じます。

先ほど建設部長から答弁させていただいたように、阿波市を流れる県管理河川の多くは下流に行くほど河川勾配が緩くなり、多くの樹木の自生が見られます。こうしたことから、県は伊沢谷川につきまして、今年度から新たに県道鳴門池田線から吉野川までの区間の樹木の伐採に着手していただけるようになりました。当区間の今後の計画を県にお尋ねしたところ、区間延長がおよそ630メートルと長く、樹木の伐採とあわせて深堀れや堆積を修正する整地も同時に行うため、整備は複数年にまたがるとの回答をいただきました。当河川以外にも樹木の伐採が必要な河川が多数存在すると認識するところでございますが、まずは今年度より実施していただく箇所について、早期の完成を求めてまいりたいというふうに考えております。

そして、ただいま議員のほうからご提案いただきましたように、私個人といたしましても、市議会におけるこういったご議論やご意見、ご要望につきましては、前回の議会終了後、東部県土整備局吉野川庁舎に出向きましてそういった内容をお伝えするとともに、同様に県の幹部に対してもお伝えをしております。こうした効果が即効であられることを望むところでございますが、まずはるるご提案いただきました内容、そういったことを、阿波市の実情を認識していただいて、そして今回はこの河川についてのご質問いただいておりますけれども、そういった計画は引き続いて計画的に対策がとられるように取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、議員におかれましてもお力添えを賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） いろいろと答弁いただきました。

これで私の質問は終わりたいと思いますが、まだ時間があるが、もうこの辺で終わりたいと思います。特にお願いしておきたいのは、建設部長並びに次長、河川の整備だけはこれからは気をつけてください。日本中豪雨が予想されているというようなニュースが流れておりますので、河川整備は絶対やらないかんという事でございますので、今までと違って、やり方は政策監やいろいろな人と相談し進めていき、阿波市の補正予算組んでもやることはやっていくようにしていただきたいと思います。副市長並びに市長にもこれは

特にお願いして、今回の私の質問は終わりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで阿波みらい吉田正君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、志政クラブ笠井一司君の代表質問を許可いたします。

笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、2番笠井一司、志政クラブを代表いたしまして質問をいたします。

まず、第1点目は阿波市の産業振興についてであります。

阿波市では、合併時の人口約4万3,000人であったものが、この8月末の住民基本台帳人口でございますが、3万8,417人と、合併後10年余りを経過して1割以上人口が減少いたしております。阿波市人口ビジョンでも、今後も大幅な人口減少が予測され、このままいきますと2030年には約3万人くらいにまで減少するのではないかと予測されております。このため、阿波市では平成27年に策定した阿波市総合戦略で、新しい人の流れづくり、地域における仕事づくり、子育てのまちづくり、活力ある暮らしやすい地域づくりの4つを基本目標として、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりに向けた施策に取り組んでおります。

また、この3月策定されました第2次阿波市総合計画でも、人口減少を最重要な課題として、雇用の場の確保、保健・医療・福祉の充実、消防、防災、防犯体制の充実、子育て環境、教育環境の充実を図り、ずっと住み続けたい生涯阿波市のまちづくりを目指しております。

全国的な人口移動の趨勢を見ても、明治以来、地方から都会への流れは続いており、その結果として、地方では生産人口の減少と少子化、高齢化、空き家の増加といった現象があらわれております。私の中学校の同級生、約240人ほどいたのですが、以前その住所を調べたことがありました。大体3分の1が阿波市内に在住しており、3分の1が阿波市以外の県内、残りの3分の1が県外でございました。こういう言い方をすると誤解

を受けるおそれがあるんで申しわけないんですけども、優秀な者ほど県外に出ていく、その傾向が強いように思われます。自分の能力を生かせる場が、地元に住んでいたのでは得られなかったのでしょうか。現在でも地元での働き口は少なく、阿波市を離れざるを得ない者が多いという状況は変わっておりません。

阿波市では、雇用の場を広げるために企業誘致活動に取り組んでおりますが、厳しい投資環境のもとでは十分な成果を上げているとは言いがたい状況です。また、若い人に十分な所得がなければ、将来に対する不安があり、子どもを産み育てるようにはなかなかならないと思われます。企業誘致を進めることも、非常に重要な問題で必要ではございますが、阿波市の産業の裾野を広げることも市民の所得の向上のために必要ではなかろうかと思えます。今、若い人には前向きに事業に取り組もうとする人は多いと思えますので、若い人の能力を生かし、阿波市の産業の振興のため、行政もできるだけこれを支援していく体制をとっていくべきと思えます。

そこで、阿波市の産業の振興について、農業、工業、商業についてでございますが、新規の創業、新産業開発の支援のため、阿波市民の起業意欲をサポートする体制づくりを進めてはどうかと思っております。

以上、お伺いいたします。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井議員の代表質問の1点目、阿波市の産業振興（農・工・商業）について、新規創業、新産業開発における阿波市民の起業意欲をサポートする体制づくりについてということでご質問いただきましたので、まず農業振興からについてご答弁申し上げます。

徳島県は、関西への生鮮食料供給基地と言われており、その中でも本市は地味肥沃な土壌と温暖な気候に加え、農地の約80%以上にパイプラインが整備され、一年中農業用水が使用可能という好条件を生かし、高品質な農産物が産出されております。農林水産省から今年3月に公表されました平成27年の市町村別農業産出額において、本市の産出額は150億9,000万円となっており、県内で第1位を誇っております。

また、関西方面の卸売業者の方に対して本市産の農産物の意識調査を行ったところ、品質や鮮度において、レタス、ブロッコリー、ナス、トマトなど多くの野菜が高い評価をいただいているところであります。しかしながら、本市の農業従事者数は、農林業センサスによりますと、平成22年には7,744人だったものが27年には5,928人となっ

ており、24%減少しております。また、農業従事者の6割以上が60歳以上で高齢化が進んでおり、農業を取り巻く情勢が一層厳しさを増している現状にあります。そのためには、やる気のある農業者を育てることが本市の農業振興の一つと考えております。

今議会に予算計上させていただいております地域おこし協力隊は、県外からの担い手の確保、育成であります。市内の45歳未満の方で新たに就農を希望する方に対する支援策としては、今年度から本市独自に2つの事業を展開しております。一つには、徳島県農業会議が実施していますとくしま就農スタート研修事業という制度があります。これは、県内で新規就農を目指す方を受け入れ農家が雇用し、作物栽培等の実践的研修を行うというものです。この研修事業で実践的な研修を受ける中で、本市で就農される方に対し、研修期間中の生活を安定させ、安心して取り組んでいただけるよう生活支援を行う阿波市就農スタート研修事業、2つ目として、新規就農者に対し、初期投資が多額になる施設栽培や農業機械の購入など経営初期の不安定な経営を支援する新規就農安定経営支援事業であります。また、国の事業であります新規就農者への所得向上や経営の安定化を支援するサポート体制を整えた農業次世代人材投資事業についても実施しております。今年度には、農業者の現状や消費者のニーズを的確に捉え、農業振興を総合的、計画的に推進する第2次阿波市農業振興計画を策定し、現在行っている支援制度の検証も行き、新たな支援制度を検証し、農業振興を進めてまいりたいと考えています。

次に、商工業の振興であります。商工業の振興は、雇用や交流の創出、また豊かな消費生活の提供など、その影響が多岐にわたっていることから地域経済の活性化に欠かせないものとなっております。しかし、本市の商工業の現状については、長年にわたる景気の低迷、また少子・高齢化による後継者不足も相まって、市内の商店数、事業所数は年々減少しており、その解決に向けた対策が重要な課題となっております。

そこで、本市では商工業の振興に向けた各種活動の一層の活発化を図るため、経営の安定化に向けた各種融資制度の周知と、活用の促進や商工会と連携し、後継者の育成などに取り組んでいます。

また、新たな担い手を創出することは地域経済の活性を図る上で必要な取り組みと捉え、平成27年度に策定しました創業支援事業計画に基づき、新たに創業という支援の枠組みを追加し、阿波市商工会、徳島県、とくしま産業振興機構などの創業を支援する事業者とネットワークを構築し、各種セミナーの充実や拡大を図るなど、創業を目指す方へのバックアップをきめ細やかに支援し、創業しやすい環境づくりを進めています。

次に、近年経済の国際化による企業間競争が激化していることに加え、都市部への人口集中、少子・高齢化の進展などによる地域内の経済活力の低下により、特に地域経済の基盤である中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続き、今後も厳しさを増していくものと考えられます。

このような状況の中、地域経済の安定及び発展を図っていくためには、地域社会全体で中小企業を応援していく取り組みが必要であると考えています。

そこで、中小企業の振興にかかわるさまざまな主体が理念や役割を明確にし、本市独自の効果的な振興策を講じていくために、市内の中小企業が抱える課題や問題、また本市などに求める支援策などの把握を行いたく、市内事業所に対しましてアンケート調査の費用を今議会に予算計上させていただいてるところです。来年度には、このアンケート調査を踏まえ、中小企業の振興に関する条例、仮称ではございますが、阿波市中小企業振興基本条例の制定を行う予定としており、創業支援策なども創設し、商工業の振興を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいま阿部部長からご答弁をいただきました。

農業については、やる気のある農業者を育てるということで、地域おこし協力隊やとくしま就農スタート研修事業、農業次世代人材投資事業などの施策も取り組んでいること、さらに今年度策定予定の第2次阿波市農業振興計画により農業の振興を図り、新たな支援制度も検討したいとのこととございます。

また、商工業についても、創業支援事業計画により創業しやすい環境づくりと創業へのバックアップを進めていくこと、そして市内中小企業の抱える課題や必要な支援策についてのアンケート調査を今議会に提案しており、来年度にはそのアンケート結果をもとに、本市独自の振興策のため中小企業振興基本条例を制定する予定で、創業支援策も考えていきたいとのこととございます。

阿波市の人口減少を食い止め、阿波市の活性化を図るためには、産業の振興による市民の所得の向上を図ることが、まず第1に求められることであろうと思います。阿波市の産業の裾野を広げ、阿波市の産業の活性化のため、若い人の新規創業、新産業開発の支援に強力に取り組んでいただきたいと思います。

第2点目は、土成支所周辺の周辺整備による活性化（土成図書館及び土成中央公民館の

改築) についてであります。

現在、平成の大合併により市町村合併した地方公共団体においては10年余りを経過し、合併直後の市内一体感の醸成を図るなどの課題がある程度解決され、新たな段階に入っております。当阿波市においても今年で13年目を迎えており、前に質問いたしました公共施設のマネジメントが大きな課題となると考えております。

さて、阿波市も今年5月8日より藤井市長が就任され、さまざまな公約を掲げられております。今年からの10年間の阿波市の最上位計画であります第2次阿波市総合計画においても、「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土(くに)・阿波市」を将来像として掲げ、合併以来培われてきた本市の市民力や地域力にさらに磨きをかけることとしております。

本市では、公共施設等総合管理計画に基づき、将来の人口動態や市民ニーズ、利用状況等を見定めた上で、現在個別管理計画を策定されておりますが、この計画を策定する上で、市民力や地域力に直結した公共施設については、さらに充実させる必要があると考えます。

今回の質問であります土成支所周辺の周辺整備による活性化についてですが、土成農業者トレーニングセンターは、施設の規模や利用者数でいいますと、市内でも屈指の体育施設であり、スポーツの拠点として市民の方に利用されております。土成歴史館においては、郷土の歴史を知ることができる文化の拠点、土成図書館はさまざまな情報や知識を得ることができる子育て、教育の拠点として、土成中央公民館は市民の触れ合い、交流することができる憩いの拠点として、それぞれの施設が重要な役割を担っております。

また、本年度は旧土成支所を解体して防災公園を整備するとお聞きしていますので、土成支所周辺は災害時の拠点としても新たな役割を担います。

これまで多くの市民の方がさまざまな機能や役割を兼ね備えた旧土成支所周辺の公共施設を利用しておりますが、残念なことに施設によっては、特に土成図書館、土成中央公民館については老朽化が著しく、施設を利用する方が不安を抱いているのではないかと懸念する次第であります。

そこで、今後の旧土成支所周辺の公共施設のあり方を考えていく中で、利用頻度が高く施設ごとに重要な役割を担った公共施設をどのようにしていくお考えなのか、現在の計画及び状況について、今後の事業計画及び進め方についてご答弁をお願いいたします。

○議長(江澤信明君) 妹尾教育次長。

○教育次長（妹尾 明君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井議員の代表質問 2 項目めの土成支所周辺の周辺整備による活性化（土成図書館及び土成中央公民館の改築）について、現在の計画及び状況についてと今後の事業計画及び進め方についての 2 点のご質問をいただきましたので、続けて答弁をさせていただきます。

現在の計画におきましては、旧土成支所が国庫補助金である社会資本整備総合交付金都市再生計画事業で本年度に解体されることとなっており、その支所解体後の跡地につきましては、今世紀半ばまでに非常に高い確率で発生が予想される南海トラフ巨大地震や中央構造線活断層地震に対する早急の備えとして、このような大規模災害などが起きた際に、家屋などに被災を受けた市民の方々が避難できる空間、防災広場として活用を計画しております。

現在土成支所は、土成コミュニティセンター内に設置され、その周辺には阿波市ケーブルネットワークセンター、土成歴史館、土成農業者トレーニングセンター、土成図書館、土成中央公民館などの公共施設が集約され、文化、スポーツ、教育の拠点となっております。土成支所周辺の昭和 5 6 年以前——これは新耐震基準前でございますが——に建設された公共施設といたしましては、土成農業者トレーニングセンター、土成図書館、土成中央公民館がございます。土成農業者トレーニングセンターにつきましては、平成 1 7 年に耐震改修を既に行っておりますが、土成図書館、土成中央公民館につきましては昭和 4 9 年に建設され、4 3 年が経過しており、現在も老朽化が進んでいる状況であります。

この土成図書館、土成中央公民館は、昭和 4 9 年に住民センターとして建設されたものであり、昭和 5 8 年 7 月に住民センター内に中央公民館が、また昭和 6 3 年 8 月には 1 階部分を改修し、図書館が設置されております。図書館においては、平成 1 9 年度から指定管理者の専門性や創意工夫により、施設の設置目的に沿った管理運営が行われ、サービス水準の拡充、管理水準や利用者満足度の向上が図られており、地域密着型の図書館となっております。

土成図書館には、蔵書数が 5 万 9, 7 4 0 冊、平成 2 8 年度では貸出冊数は 5 万 9, 9 7 1 冊、貸出者数は 9, 1 8 1 人、入館者数は 4 万 1, 4 9 2 人と非常に多くの方が利用されております。地域別に人口割合で利用状況を比較してみましても、特に登録者 1 人に対する貸出冊数においても 1 人約 1 7 冊と、他の 3 館の平均 1 1. 5 冊と比較いたしましても大きな数字となっております。

また、土成中央公民館につきましても、ダンス、合唱など毎月 5 団体から 7 団体が常時



使用しており、平成28年度では年間延べ213団体2,088人の方が公民館を利用されております。教育委員会といたしましては、身近な学習の場としての土成図書館、公民館の整備は必要不可欠であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいま妹尾次長よりご答弁ありましたが、土成支所周辺は土成町民の文化、スポーツ、教育の拠点となっております。将来においても、旧土成支所周辺地域は、地域の活性化のため整備して活用していくことにより、ひいては阿波市のために有効活用できるものと考えております。

再問で申しわけないんですけども、藤井市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 笠井議員の再問にお答えさせていただきます。

少子・高齢化や人口減少が進む中、地域コミュニティーが衰退し、つながりが希薄化する中で、市民力や地域力に直結した公共施設につきましては充実させる必要があると考えているところでございます。特に身近な学習の場としての図書館、公民館は、その活動を通じまして地域の人と人との交流を促進し、地域コミュニティーの再生、活性化に貢献することが期待できます。

また、災害時におきましても、地域コミュニティーの重要性が再認識されていることから、人と人を結びつける力がある図書館、公民館の役割は大きいと考えているところでございます。土成図書館、土成中央公民館につきましては、昭和49年に建設され、43年が経過しておりますので、私も就任後の5月から7月にかけて3回程度現地調査を行っております。図書館書庫の柱が破損している状況にあるところに、現在も老朽化が進んでいる状況でございます。身近な学習の場としての図書館、公民館の必要性から、スピード感を持って早期に新しく建設し、利用者の方が安全・安心で快適に過ごせるような環境の整備に努めていかなければならないと考えているところでございます。そして、土成周辺の図書館、公民館、歴史館、農業者トレーニングセンターなどの集約された社会教育施設を有効に活用し、身近な学習の場としての地域の生涯学習の拠点としまして、また人と人を結びつける地域のコミュニティーの活性化の拠点として、さらにはその地域のコミュニティーの力を生かした地域の防災の拠点として、地域住民の皆様が心豊かに生活し、地域が

豊かになる取り組みを推進していきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいま藤井市長より非常に前向きなご答弁をいただき、大変ありがとうございました。

旧土成支所周辺の整備について、老朽化している図書館、公民館の改築と、地域の生涯学習の拠点、地域の防災の拠点としての整備に取り組んでいただけたとのことでしたが、できましたら、より具体的な計画やスケジュールがわかりましたら、またそのお考えをご答弁いただけましたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 笠井議員から再々問でございませう。具体的な整備計画案があればお聞かせいただきたいということでございませう。

土成図書館、土成中央公民館の整備につきましては、平成29年度中に企画総務課、契約管財課、危機管理課、財政課、社会教育課などの若手職員を中心としたプロジェクトチームを立ち上げまして検討を重ねてまいりたい、このように考えているところでございませう。そして、具体的には、平成30年度には、来年でございませうけれども、基本設計、実施設計と事業に着手しまして、平成31年度の工事着工を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたしますのでございませう。

以上、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいま市長から、旧土成支所周辺の活性化と土成図書館、中央公民館の改築に取り組んでいただけたということで、大変ありがとうございます。

スケジュールとしては、平成30年度に基本設計、平成31年度の工事着工を目指したいということでございませう。土成図書館、土成中央公民館の改築については、平成26年9月の私の初めて市議会における一般質問で取り上げさせていただきました。そのときは、市庁舎の完成前であったためか、余り相手にされなかったものです。藤井市長の積極的な取り組みに感謝申し上げたいと思います。

次に、第3問目でございませう。

スマートインターへの取り組みについてお伺いいたします。

土成インターと脇町インターの間は約19キロメートルと、インター間としては大変長い区間であるため、市民の利便を図るため、土成インター、脇町インター間にスマートインターを設置しようということで、平成26年に設置促進を決めましたが、その後どうなったのか。合併特例債を活用するのであれば、あと残すところ3年でありますので、スマートインターへの取り組みについての進捗状況、そして今後の見通しと今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（江澤信明君） 大野建設部長。

○建設部長（大野芳行君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井議員の代表質問3問目、スマートインターへの取り組みについて2点、進捗状況についてと今後の見通し及び取り組みについてご質問をいただいております。一括してお答えさせていただきます。

徳島自動車道の土成インターチェンジと脇町インターチェンジの区間は18.8キロメートルあり、四国の平野部区間では最も長い区間となっております。高速道路の有効活用と地域活性化のため、スマートインターチェンジの設置が強く望まれております。このことから、国土交通省と関係機関へ精力的な要望を重ねた結果、平成27年6月、国が行う準備段階調査、直轄調査が実施されることになり、全国17カ所の一つに選定されました。その後、平成27年8月には国土交通省、徳島県、西日本高速道路株式会社及び阿波市による準備会が設立され、整備効果などを考慮した最適取り付け位置の協議を進めています。しかし、土成インターチェンジと脇町インターチェンジ区間は本線の起伏が大きく、トンネルや橋りょう区間も多く、また道路構造令等の制限もあることから、取り付け可能区間が限定されます。現在この限定された区間において、阿波市、また国土交通省から取り付け可能区間内において多くの取り付け案を示し、関係機関で構成する担当者会で事業費や整備効果などの検証を行い、検討を重ねています。現在、今まで示された取り付け案全てについて資料整理を行っており、今後日程を調整の上、関係機関との担当者会を開催していきたいと考えております。

スマートインターチェンジについては、これまでも多くの議員の皆様からご質問をいただきご答弁しておりますとおり、スマートインターチェンジの整備は阿波市のまちづくり、地域活性化には欠かせない施策であります。今後も関係機関と連携を図り、協議を進めるとともに、国土交通省等への要望を重ね、整備実現に向け努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 土成、脇町間のスマートインターについては、国が調査を行う準備段階調査の対象箇所となり、現在は国土交通省を初めとする関係者による準備会で最適取りつけ位置等の協議が行われ、事業費や整備効果の検証が行われているとのことで、結論が出るまでにはまだしばらくかかるようでございます。インターの整備に当たっては、効果が広範囲に及ぶように、そして阿波市の負担ができるだけ少なくて済むよう、ご協議をお願いしたいと思います。

最後に、4点目でございますが、財政運営についてでございます。

9月議会は前年度会計の決算が上がりますので、阿波市の財政状況について、確認のため質問いたします。

今議会の報告第4号で、平成28年度阿波市健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告がございました。この中で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、そして公営企業会計に係る資金不足比率については黒字である、あるいは資金不足がない、また実質公債費比率についても、早期健全化基準に比べ低い値であるので、健全に運営されているとのことであります。現時点の会計の数値はいいのですが、合併以来大きな公共投資をしてきており、阿波市の借金、すなわち地方債の将来の返済、交付税が減ってきている中で、大丈夫かなと心配するわけであります。前に質問したときは、平成28年度がピークだとお聞きしておりましたが、現時点での市債残高の状況と今後の見通しについて、そして7割が交付税で措置される合併特例債が活用できる期限があと3年となっております。そこで、合併特例債の執行状況と今後の活用計画について、以上2点お伺いしたいと思います。

先ほど吉田正議員からもご質問がありまして、重なる部分があるかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ笠井議員の代表質問4問目、財政運営について2点の質問をいただいておりますが、議員も申されたように、阿波みらい吉田正議員への答弁と重複する部分もありますが、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の市債残高の現状と今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

平成17年4月に阿波市が誕生して、一般会計における地方債残高は、平成16年度末で176億2,642万1,000円でありました。平成28年度末の地方債残高につきましては228億3,969万4,000円であり、合併時点の残高から52億1,327万1,000円、率にして29.6%増加しておりますが、主なものとしまして、新庁舎建設事業などに活用した合併特例債や臨時財政対策債が大部分を占めておるところでございます。平成28年度末の地方債残高のうち約175.6億円、算入率として約77%が後年度において交付税措置され、これに伴う利子分についても同様に措置がなされません。

また、合併後の市債の発行状況につきましては、平成28年度までに全体で283億4,420万円を発行し、そのうち主なものとして合併特例債が148億9,280万円、臨時財政対策債が91億1,480万円となっており、これら以外の地方債を発行する場合でも交付税措置のある地方債を中心に借入れを行っておるところでございます。

今後の見通しにつきましては、公債費のピークが平成31年度になると見込んでおり、平成33年度には地方債残高が200億円を下回ると考えておるところであります。

引き続きまして、2点目の合併特例債の執行状況についてお答えをさせていただきます。

本市では、これまで合併特例債を活用した主な事業といたしまして、ケーブルテレビ施設整備事業、小・中学校施設の耐震化、大規模改修事業、認定こども園施設整備事業、庁舎及び交流防災拠点施設整備事業、学校給食センター新築事業など、市民の一体感の醸成を図るため、多くの事業を実施し、有効活用をしまいったところあります。

また、これまでの合併特例債の発行状況ですが、先ほど申し上げましたが、平成28年度までで148億9,280万円を発行しております。合併特例債には活用期限及び限度額が設定されておまして、活用ができる期限について平成32年度までとされ、限度額については全体で約222億円であり、その内訳としましては、資本整備に約198億円、基金造成に約24億円となっております。この中で資本整備の発行額については、これまで予算化しているものも含めると約138億円、活用率としましては約69.8%であり、残り約60億円が活用限度額となります。

今後におきましても、事業を実施する際には合併特例債などの交付税措置のある有効な財源を活用し、将来世代に負担を残さない健全な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいま後藤部長からご答弁ございました。

あと、合併特例債の今後の活用計画につきましてご答弁お願いしたいと。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問4問目、財政運営についての2点目、合併特例債の今後の活用計画についてのご質問にお答えします。

最初に、今市議会定例会に平成28年度決算報告も議案として提案しております、開会日に上原代表監査委員より、本市は現在のところ健全財政を維持しているところのご報告をいただきました。しかしながら、合併して13年目を迎えておりまして、合併に係る財政支援措置でございます普通交付税の合併算定替えも5年間の激変緩和措置期間の2年目に入っております。

また、先ほど企画総務部長も答弁してましたように、合併特例債の活用期限も平成32年度までとなっているところでございます。このような状況から、本年7月に合併特例債の再延長を求める首長会が立ち上げられました。これは岐阜市長が会長になっておるんですけども、本市もこれに参加して国への要望活動を行っているところでございます。

次に、合併特例債の普通交付税への算入状況についてでございますけども、今年度の阿波市の普通交付税の算定に当たりまして、基準財政需要額の中の公債費について、阿波市が今年度支払う合併特例債の元利償還金12億9,837万5,000円のうち、70%に当たる9億886万3,000円が算入されているところでございます。

議員お尋ねの阿波市の今後の合併特例債の活用計画といたしましては、既存事業の社会資本総合整備計画に基づいた幹線道路の整備や、市内全域に安全・安心な水道水を供給するため、新たな配水池や管路を整備するための上水道事業への出資金、本市の特性を生かしました農業の活性化のための農業生産基盤整備、また本年2月に策定しました阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画に基づく公営の認定こども園施設整備事業や、平成27年度に策定しました阿波市公共施設等総合管理計画に基づいた除却や既存施設を利活用するため市民生活の利便性の向上が期待できる施設について、合併特例債をできる限り有効に活用していきたいと考えているところでございます。その代表的なものとして、先ほど吉田議員の質問にもお答えしましたが、旧阿波庁舎の徳島県警察への免許センターの整備を考えているところでございます。今後におきましても、活用期限が迫る中、安定した行

財政基盤整備と市民サービスに係るインフラ整備のバランスのとれた魅力ある地域づくりを目指して、集中と選択を行いながら合併特例債を最大限有効に活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 阿波市の財政運営についてご答弁をいただきました。

阿波市の地方債残高は、平成16年度の合併時は約176億円で、平成26年度末の253億円をピークに現在は228億円で、平成33年度には200億円を切る見込みであること、また公債費、これは返還額ですけれども、このピークは平成31年度の見込みであるということでございます。以前、地方債残高のピークの見込みは平成28年度末とお聞きしておりましたので、2年早くピークが過ぎており、交付税の合併算定がえによる減額が始まっておりますが、基金残高も平成28年度末で約138億円と造成できておりまして、少し安心いたしました。

また、地方債のうち合併特例債につきましては、これまで約149億円発行しており、限度額までまだ60億円残しているとのことでございます。

市長からは、今後の活用計画として、幹線道路の整備、上水道事業への出資、農業生産基盤の整備、幼保連携施設整備事業、既存施設の除却や旧阿波町庁舎を初めとする既存施設の改築に活用するとのことであります。合併特例債が使えるのもあと3年でございます。合併特例債を有効に、そして将来の負担にならないよう計画的に活用していただきたいと考えております。

以上で全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで志政クラブ笠井一司君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 0時39分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波清風会松永渉君の代表質問を許可いたします。

松永渉君。

○10番（松永 渉君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会の代表質問を始

めたいと思います。

まず阿波市の教育について質問をします。

坂東教育長、再任おめでとうございます。4年間の教育長のご経験を生かされて、今後阿波市の教育発展のために大きな成果を上げられることを期待しております。

まず、教育長の教育方針についてであります。阿波市でも教育はいろいろな課題があると思いますが、教育長が最優先的に取り組む課題は何なのか、またどのような方法で取り組み、どのような成果を目指しているのか答弁を求めます。

2点目には、小学校の英語活動は、先進的な取り組みで十数年経過しました。この間、どのような成果があったのか、また今後小学校5年生、6年生が英語の教科化されますが、それに絡めてどのように今後英語活動を展開されていくのか。

では、3点目には、子どものいじめや虐待はテレビや新聞でよく報道されていますが、阿波市の実態がどのようになっているのか、またその対応策をどのように捉えているのか答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会松永議員、代表質問1項目め、教育について3点のご質問を一括して答弁させていただきます。

まず、1点目の教育長の教育方針（最優先課題）につきましてお答えをいたします。

さきの第2回阿波市議会定例会において、議会の同意をいただき、市長より新教育長制度の教育長を拝命いたしました。改めて職責の重さ、大きさを痛感しつつ、阿波市教育行政の推進に全力で取り組み、使命を果たしてまいりたいと思っております。

さて、これまで阿波市は市長、議会が一丸となって、教育行政に対し他の市町村にはない多大のご支援をさせていただいております。ハード面では、小・中学校の耐震化並びに大規模改修、学校給食センターの整備、ICT機器の導入、小・中学校へのエアコンの整備、現在建設中の市場中学校の体育館など、教育環境は目をみはるほど充実したものになりました。ソフト面では、英語指導講師を配置することによる小学校における英語教育の取り組み、学力向上推進講師を配置することによる学力向上への取り組み、さらには子どもたちの主体的な学びや対話的な学び、深い学びを実現するためにICTを活用した授業改善の取り組みなどを推進してまいりました。今後においては、より一層授業改善を進め、学力の向上を目指し、ソフト面の充実発展に力を入れていくとともに、阿波市第1次教育振興計画に示されております食育を基盤にした知徳体のバランスのとれた生き抜く力



の育成を図るため、地域とともにある各学校の教育活動を支援して、将来の阿波市を担う子どもたちの望ましい育成を最優先課題として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育についての2点目、英語活動の実績と今後の取り組みについて答弁いたします。

阿波市では、平成18年度から市内全ての小学校に英語指導講師を配置し、県内でいち早く小学校1年生から6年生まで週1時間の英語活動を実施してまいりました。この英語活動は、英語になれ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、その能力の素地を養うことを目標としております。この活動を通じて、子どもたちには聞くこと、話すことを中心に楽しみながら英語の音やリズムになれ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育ってきております。

また、平成26年度から、阿波中学校区においては英語教育強化地域拠点事業の4年間の指定を受け、小学校高学年における英語の教科化への研究実践が進められております。小学校6年生で教科型英語を経験し、中学校入学後も小・中の学びの接続を意識した学習を行ってきた結果、平成28年度の阿波中学校1年生は、英語能力判定テストにおきまして、5級到達レベルに達した生徒の割合が県平均より9ポイント高くなっております。

次に、阿波市では平成32年度からの学習指導要領の全面実施に先立って、阿波中学校区の研究の成果を踏まえて、平成30年度から市内全ての小学校において小学校5、6年の英語科の授業の先行実施を行います。授業時数の確保の問題や単元計画や授業の進め方、評価のための具体的な評価基準の作成、教員の指導力の向上など課題が考えられますが、現在小学校校長会を中心に検討を進めているところでございます。

また、今年度から幼稚園、認定こども園において、5歳児を対象とした英語活動を7月から年6回行っております。これにより、子どもたちの小学校入学における英語に対する興味を深め、意欲の向上につながるような取り組みを、なお一層進めていきたいと考えております。

次に3点目、いじめ・虐待・不登校の実態と対応策について答弁させていただきます。

まず、いじめについてですが、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、阿波市においてもいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成27年3月に阿波市いじめ防止対策基本方針を策定しております。各学校におきましても学校いじめ防止基本方針を策定し、今まで以上にいじめ防止のための取り組み、早期発見、

早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修を位置づけ、積極的に取り組むようにしているところでございます。また、日ごろから全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育を実施し、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養い、いじめに向かわない態度の育成に努めております。いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、特定の教職員が抱え込まずに、速やかに学校いじめ対策委員会などの組織で対応し、学校は市教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては関係機関とも連携の上、対処するようにしております。ふだんから学校と教育委員会、関係機関との連携を図り、情報共有体制を構築しておくことが大切であり、教育委員会といたしましても、阿波市青少年育成センター運営委員会などにおいて、いじめの問題の克服に向けて必要な支援について協議をしております。

阿波市内小・中学校における平成28年度のいじめの認知件数は、小学校36件、中学校で13件、合計49件でした。その内容については、冷やかしやからかい、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするというのが7割以上であり、幸いにして重大事態は発生しておりません。このいじめ認知件数につきましては、いじめに対する教職員の意識の変化で積極的にいじめを認知する姿勢が徹底しつつあるので、全国的に増加の傾向にあります。

次に、虐待についてですけれども、平成27年度の児童虐待相談件数は22件、平成28年度は34件であり、増加傾向にあります。虐待の種類としては、身体的虐待が8件、心理的虐待が25件、ネグレクト、養育の拒否、保護の怠慢が1件でありました。虐待通知があった場合には、学校長や子育て支援課の家庭児童相談室が初期対応をし、その後中央子ども女性相談センター、児童相談所と連携して対応をしております。

また、要保護児童対策地域協議会を年9回開催し、現状把握と関係機関との連携を図っております。児童虐待防止のため、支援の必要な家庭の把握、援助、虐待の早期発見、早期対応には子どもを第1に考え、関係機関と連携をとりながら努めておるところであります。

最後に、不登校についてですが、平成28年度の調査では、小・中学校で不登校により1年間に30日以上欠席した児童・生徒は、小学校が9名、中学校が34名の合計43名となっております。これは全児童・生徒数の1.59%であり、平成27年度の全国平均1.29%よりやや高い傾向にあります。このうち、関係者においてさまざまな努力がなされた結果、10名が登校できるようになりました。不登校の問題は、全国的にも大きな

教育課題となっています。常に教職員や保護者が子どもたちの心身のさまざまな問題を早期発見、早期対応することが大切となり、学校においては健康観察や保健指導、生徒指導の充実を図っていくことが必要であります。また、不登校の原因は多種多様であり、学校生活、家庭生活に起因するものや自身の不安や悩み、病気など、その原因を特定し、解決することが困難な場合が多くあります。そのため、スクールカウンセラーや県のライフサポート事業を活用し、専門家によるカウンセリングや指導、支援を行っている状況です。

現在、阿波市では学校に登校しにくい児童・生徒の学校復帰を目的として適応指導教室を設置し、児童・生徒の情緒の安定、基本的な生活習慣の改善、集団生活への適用、基礎学力の補充等のための相談、適応指導を行い、社会的に自立する力を養えるよう指導をしております。昨年度は中学生に10名ほどの通級者がありましたが、そのうち中学3年生は学校復帰を果たした者も含めて、全員希望する全日制の高校へ進学することができました。本年度は現在6名の中学生が継続的に通級しており、不定期に通級する生徒が3名という現状です。また、不登校連絡協議会を開催し、各学校の教員や主任児童民生委員、家庭児童相談員、青少年育成センター、子育て支援課が集まって、今後の支援のあり方について協議をし、関係機関との連携体制をつくっておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今教育長のほうから答弁をいただきました。

教育方針については、教育関係の十分に整備されたハード、ソフト面も活用して、子どもたちの学力向上するためのソフト事業を今後充実させていくということで、それでいいのではないかなと思っております。ただ、一つだけ考えの違いかどうかはわからないんですけども、最優先課題として、将来阿波市を担う子どもの望ましい育成と、これはこれで正しいのだと僕も思いますけれども、教育は子どものもっと大きな成長を願うものでないのかなと思います。本当にグローバル化社会が進んでまいりました。だから、世界で活躍できる子どもを育てる、そういう大きな理想のほうがいいんじゃないか、そうすることによって学力もより向上するし、世界を通じた人間性もつくることができるのではないかなと思っております。世界というても、もう私日開谷の山の中なんですけど、日開谷でももう世界ができとるような感じなんです。何か朝来ると、朝ベトナム人の人たちがおはようと言って、夕方は散歩にカンボジアの人たちが、今おっさん何しよんでとか来る、それからお遍路さんなんか白人の人、黒人の人、いっぱいいます。山の中でもそうなんで、

多分これから先、そういう世界に通じる、日本人を教育するというよりは、大げさに言や地球人を教育するような時代に入ってくるのではないかなと思っております。それで、子どもはおおらかな心を持って大きな子どもの成長を願うような取り組みのほうがいいんじゃないかなと思ってます。それだけが気がついた点であります。

それから、英語活動の実績と今後の取り組みなんですけれども、これについては、英語活動、本当に子どもたち、ゲームとか歌なんかでして楽しく興味持ってやってくれてます。それから、小学校の5、6年の教科化に向けた先行的な取り組み、もう32年度までに何か市のほうで全体に広げてしまうという、この2つの取り組みはすばらしいものだと思います。それでも、その結果として、さっき言われました英語能力検定か何かで優秀な成績をおさめられていると。英語教育関係は本当に阿波市すばらしいんで、また先進的な取り組みもこれからもっと進めていっていただきたいと思います。

次に、いじめ、虐待、不登校については、高度な連携、それからいろんな関係機関通して体制が整っているように思います。ただ、一つだけ気になったところはいじめの連携の中で、やってるんだろうけれど答弁書に入っていないのは、保護者、家庭、それから地域との連携というところが、してるんだとは思うんだけど入っていないんです。僕、いじめに関しては保護者、家庭が一番先に気づくべきだと思ってます。その気づき方、それから最初、保護者が愛情が高か過ぎるから気づいたときの対応、そのあたりを学校と連携して、こういうことが起こる前に気づき方とか初期対応を連携して、勉強したり検証すべきでないのかなと思います。本当にテレビで、いじめがあると学校と保護者が対立構造みたいなんいっぱいつくってますけど、本当は子どものためにここいらが連携して、ここにも書かれていましたけど早期発見、早期対応、そして末永い見守り、そういうところをしっかりとやっていっていただければなと思います。阿波市の教育、本当にすばらしいと思います。阿波市はもう、「子育てするなら阿波市」と言われてますけど、それを乗り越えて、「教育するなら阿波市」で世界発信でもしていただければと思っております。

では、次の質問に入ります。

次に、決算について質問します。

今議会において、平成28年度の決算審査がありますので、決算についての基本的な質問をしたいと思います。

1点目には、決算はなぜするのか、決算の目的、手法、どういう方法であるのか、そしてどういう成果を得ようとしているのか、考えているのか。

2点目には、平成28年度の決算結果を、平成30年度、多分来月ぐらいからもう30年度予算に入っていくんでしょうけれども、28年度の決算結果をどう生かされるのか。

3点目には、まだ現在試行段階であるかもわかりませんが、新公会計の目的、手法、成果とは何なのか。

4点目に、平成27年度の新公会計の決算結果はどうなっているのか、以上4点答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会松永議員の代表質問2問目、決算について4点質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、1点目の決算の目的・手法・成果とは何かについてですが、毎年度出納整理期間が終わりますと、地方自治法第252条の17の5の規定に基づいて、会計ごとに決算状況の分析を行っております。この分析は、全国統一基準によって行われ、予算の執行を通じてどのように行政運営を行ったのかを見るための基礎となります。また、決算分析から得られる決算統計データにより、他団体との比較を行うことができます。本市においても、この決算統計データを財政の健全性を確保するための自己診断と捉え、中期財政計画の作成や予算編成などに活用しております。

次に、2点目の平成28年度決算結果を平成30年度予算にどう生かされるのかについては、過去の決算統計データや各部署からの普通建設事業計画をもとに、現在平成30年度から34年度までの5年間の中期財政計画を作成しております。内容につきましては、義務的経費である人件費、扶助費、公債費はもとより、投資的経費については、公共施設等総合管理計画に基づく施設の除却や利活用のための改修事業、道路整備、認定こども園の整備、その他の経費につきましては中央広域連合西消防署建設に伴う一部事務組合の負担金や上水道事業への出資金など、今後の財政需要を見込んでおります。

歳入面では、市税や地方交付税、普通建設事業の財源である地方債や特定目的基金などを見込みますが、地方債や基金の繰り入れに関しては、将来への負担も考慮をして見込みを行っております。平成30年度の予算につきましても、これまでと同様に過去の決算統計データや中期財政計画をもとに編成していくこととしております。

次に、3点目の公会計の目的・手法・成果とは何かについてお答えをいたします。

これまで地方自治体の会計処理方法は、予算の適正、確実な執行を図る観点から単式簿

記による現金主義会計が用いられてきました。新地方公会計制度については、これまでの現金主義、単式簿記に加え、発生主義、複式簿記といった企業会計的要素を取り込むことにより資産、負債などのストック情報や現金主義会計では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況などをわかりやすく開示できることや、資産、債務の適正管理や有効活用といった中・長期的な視点に立った自治体運営に資するものであります。本市におきましても、平成22年度決算分から普通会計における財務書類4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を作成し、公表を行っております。

なお、財務書類作成方式には、総務省方式改訂モデルと基準モデルの2種類があり、総務省方式改訂モデルは決算統計をもとに作成し、基準モデルは固定資産台帳をもとに作成をします。本市では総務省方式改訂モデルを採用しており、全国の自治体の約8割がこの方式を採用しております。しかしながら、総務省方式改訂モデルは決算統計データを活用した簡便な作成方法であることから、平成27年1月に、総務大臣通知により複式仕訳、固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による地方公会計整備が要請されました。これを受けまして、本市でも平成28年度決算分からはこの方式を採用し、平成29年度末までの作成、公表に向け、現在作業を行っているところであります。

最後に、4点目の平成27年度公会計の決算内容についてのご質問ですが、先ほど述べましたとおり、平成27年度の公会計による決算の内容に関しましては総務省方式改訂モデルを採用したものとなっております。決算内容といたしましては、貸借対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。普通会計の貸借対照表では、資産合計が約1,005億5,800万円、負債合計は約279億1,600万円となり、純資産は約726億4,200万円となります。また、特別会計、水道事業会計、一部事務組合などを含めた連結貸借対照表では、資産合計が1,137億7,000万円、負債合計は約365億400万円となり、純資産は約772億6,600万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 決算、今答弁いただきました。

決算については、決算統計データなんかで中期財政計画とか予算編成で活用していくということでもあります。本当はもっと具体的な内容にしてほしかったんですけど、今阿波市、2つの決算やっておりますので、民間でも1つの決算するのも決算時期になると寝る間もないぐらい忙しいということなんで、阿波市もこの2つの決算をずっと続けていくと

というのはものすごく大変なことだと思います。職員がするより安く上がるんなら、委託できるところはもうどんどん民間に委託していったほうがいいんじゃないかなと私思っております。

それから、公会計については、前回市長が議会で、行政の目的は最少の経費で最大の行政サービスをつくり出すことだということをおっしゃってましたが、公会計だと、要するにコスト、行政サービスコストや行政サービス効果を数字的にあらわす、数字的に求められる可能性があるんで、それで公会計中心にやっていくべきかなと私は思っています。

内容については、財産って1,000億円ですか、1,000億円あるんで、阿波市の財産って、そんで普通会計で279億円ですか、これが要するにこれから将来の子どもたちが担う分、それから純資産が726億円、これが現役世代が頑張っているところだと思います。この数字の内容も、本当に現状の経営に、民間なんかの経営に合うか合わないかということもあります。それからこの数字がどう動いていくかということもあるんですけど、副市長、この財務表、もう平成24年ですから5年ぐらい前から公表し出しましたよね。できたら、阿波市の財政の健全化もあるんですけど、いろんなサービスの根本的な部分を精査するときに必要なもんだと思うんで、決算認定特別委員会みたいに議案として出してもらって、我々もこれはものすごく難しいんで、勉強するという意味でも、来年度ぐらいからはこの新公会計も認定委員会に出して、お互いに課題を探ったりする場にしてほしいと思いますんで、これは要望として上げておきます。

それは要望として、次の質問に移ります。

最後に、橋りょうの長寿命化・耐震工事についてであります。

もう近ごろ、よく長寿命、耐震工事をしている橋を見かけるようになりました。この工事の目的・手法・成果とは何なのか。

2点目には、橋りょうの現況調査、毎年ずっとやってるようですけれども、この現況調査の結果と、それに伴う工事の進捗状況について答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 大野建設部長。

○建設部長（大野芳行君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会松永議員の代表質問3問目、橋りょうの長寿命化・耐震工事についてご質問いただいております。順次お答えさせていただきます。

1点目の目的・手法・成果とは何かについてお答えいたします。

阿波市が管理している道路橋の橋りょう数は682橋あり、このうち建設年が判明して

いる386橋のうち、約3割が昭和30年から昭和48年の高度経済成長期に建設されており、今後急速な橋りょうの老朽化が進行すると予測されます。このことから、今後は可能な限り橋りょうを長もちさせて、橋りょうの修繕やかけかえに係る費用を抑える取り組みが必要なことから、平成23年4月、橋りょう長寿命化修繕計画を策定しました。

また、平成25年4月には、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震、中央構造線活断層地震などの大きな揺れに対し、落橋などの致命的な状況を防ぐとともに、地震に対する橋りょうの安全性の向上を図ることを目的に、橋りょう耐震化計画を策定しております。これらの計画に基づき、長寿命化工事では、鋼道路橋の塗りかえや橋面の防水舗装工事等を実施、耐震工事として橋りょうの落橋を防止する装置の設置や橋脚の耐震補強等の工事を実施しております。この工事によりまして、橋りょうの寿命を可能な限り延ばせることができ、この効果により維持費用が抑えられること、また落橋を防ぐことにより災害時の道路橋被害を軽減し、救急活動や防災活動が円滑に行えるなどの成果が見込まれます。

2点目の橋りょうの現況調査の状況と工事の進捗状況についてお答えいたします。

平成26年の道路法改正による橋りょうごとの5カ年ごとの定期点検義務化に伴い、平成26年度より橋りょう点検を計画的に実施しています。平成28年度末時点で、道路橋682橋のうち284橋の点検が完了しております。本年度においては180橋の点検を予定しており、本年度末の点検済み橋りょうは464橋となり、進捗率は68%になる予定です。残る218の橋りょうにつきましても、平成30年度には完了する見込みであります。橋りょうの修繕工事につきましては、主に鋼材を使用している道路橋の塗りかえ3橋、橋面防水舗装工事5橋を実施しております。耐震工事につきましては、主要幹線道3路線に架かる4橋について落橋対策等の工事を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） この工事の目的は、橋の寿命を延ばして、簡単に言えば維持管理費を縮減して橋の安全性を高めるということ、それから現況調査については、今早急に対応するような調査結果は出てないみたいです。それから、工事のほうは、この耐震と長寿命化の2つの計画に沿って、順調というか随時進めていっているということであります。

それで、専門家である政策監に3点ほど再問をさせていただきたいと思います。



1点目には、この長寿命化・耐震工事はどのぐらいの財源が必要なのか。さっき部長のほうで言われました橋りょう長寿命化修繕計画ですか、平成23年、そのときに今後30年間の維持管理費が約139億円かかるものが、これでいくと約11億円で終わるという話で本当にすばらしい。これからの公共改善の中で、こんなにすばらしい縮減できるのがあるのかなと思うぐらい、139億円、30年間でかかるものが11億円でいけるという話でした。その後、毎年現況調査をやらないと状況がわかってこないのので、現況調査を出しました。調査費も結構かかると思います。

それから、耐震化という話が、工事が加わってきました。これらを足し込むと、11億円が、概算で結構なんですけど、どういうふうに膨らんでいくのかという部分は、1点答弁を求めます。

もう一点は、長寿命化って言われるんだけど、じゃあどれぐらい延びるのか、またどれぐらい延びるところを目標とされているのか。

ほれから、3点目には耐震度ですけど、耐震度がどれぐらい上がるのか、要するにさっき言われた南海トラフや中央構造線地震に十分に耐えられる耐震度に上げていく耐震化工事なのか、その3点の答弁を求めます。

○議長（江澤信明君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会松永議員の代表質問、橋りょうの長寿命化並びに耐震工事に関する3点の再問につきまして、順次ご答弁をさせていただきます。

まず最初に、長寿命化、耐震化工事に係る事業費についてのご質問でございますが、こちらにつきましては、今議員のほうからご紹介いただいたとおり、23年4月に策定いたしました橋りょう長寿命化修繕計画におきまして、対象となる185橋の橋りょうにつきまして、最初の橋りょう点検費用、それと今後30年間の長寿命化修繕費を合わせた額として11億円を見込んでいうふうな状況になってございます。また、平成25年4月に策定いたしました橋りょう耐震化計画では、耐震化の対象となります40橋、この橋りょうにつきましては、耐震化設計委託費並びに耐震化概算工事費を合わせて約4億9,900万円と見込んでございます。長寿命化と耐震化を合わせますと約16億円の費用が必要になってくると考えてございます。

なお、議員からもご質問がございましたように、これらの事業費につきましては、その計画をつくられた時点での事業費でございます。今後資材単価の変動や諸経費の変更、さ

らにはこれまでの遠望目視による橋りょう点検、これが近接目視による橋りょう点検に変更され、より詳細な点検が求められていることから、適時見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、2点目の橋りょうの長寿命化によって橋りょうの寿命が延びる期間につきましては、少し専門的な用語を使わせていただきますけれども、なるべくわかりやすくなるよう事例を挙げながらご説明させていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

橋りょうの長寿命化につきましては、5年ごとに実施される橋りょう点検の結果をもとに対策を実施いたします。一般的に橋りょうの長寿命化対策といたしましては、鋼製橋りょう——鉄製の橋りょうですけれども、この塗装、さらには橋台、橋脚といった下部工に設置し、橋脚の上部工を支える部材、これ専門的には支承というふうに呼ぶんですけども、こういった部材の修繕、交換、それに橋りょうの上部工と橋台の接続部分で橋りょう上部工の伸縮、伸び縮みを調整する部材、これは伸縮継ぎ手と言われるもので、道路橋面上にこういう串の字状で、車が通るとかたんかたんという音がすると思うんですけども、こういったものの修繕、交換、その他橋面の浸水を防ぐ防水工やクラック舗装など、橋りょうの置かれた環境や交通状況により痛みぐあいには違いがあり、一度で全ての修繕を行うのではなく、必要に応じて修繕を行うこととなります。適正に管理し、必要に応じて修繕を行うことで橋りょうの寿命は延び、自動車に例えるならば、メンテナンスをせず手荒な使い方をすれば10年10万キロで廃車になるものも、メンテナンスや使い方によっては10年、そして20年と使用できるようになるとお考えいただければと思います。

身近な長寿命化の事例を申し上げますと、県道徳島鳴門線、旧の国道11号でございますけれども、吉野川にかかる吉野川橋、こちらにつきましては昭和3年に完成し、およそ90年が経過しております。非常に多い交通量や海に近い厳しい環境を考えると、既に通常の倍の供用年数が経過しているというふうに考えております。吉野川橋は、これまでに数度の再塗装を初め、大きな工事では、車両が通る舗装の下のコンクリート部分、これ床版と呼ばれる部分ですけども、こちらが通常のコンクリート床版から、現在の大型車両や交通量に耐えられるように強度の高いPC床版へと交換し、また腐食が見られる鋼製部材の交換など、その都度対策を講じた結果、現在でも十分に通用する橋として供用されております。

このように、これをやれば何年延びると申し上げることは少し難しいことではございま

すけれども、適正な管理と計画的な修繕により、可能な限り、できれば通常の倍程度を目標に長寿命化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、耐震化工事によって耐えられる震度についてお答えさせていただきます。

橋りょうの耐震化は、地震によって落橋や倒壊など甚大な被害を防止し、救急、救援活動や緊急物資輸送に支障が出ないよう橋りょうの補強を実施いたします。地震の揺れは震度で表現されることが一般的で、以前は体感であった震度も、現在は計器により計測され、地震の加速度に加え、周期や継続時間を考慮しておりますが、橋りょうの耐震設計で用いる加速度応答とは異なっており、震度幾らの設計といった表現はできません。例えば、1秒間の揺れで震度5を計測した地震と0.1秒間の揺れで震度5となった場合は、同じ震度でも加速度応答には数倍の違いがあり、0.1秒の地震のほうが橋りょうにははるかに強い力がかかることとなります。このように、橋りょうの設計を震度で表現できませんが、一般的には阪神大震災程度の地震を想定した設計を実施しているとお考えいただければと思います。一部専門用語を使わせていただき恐縮でございますけれども、以上答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 財源としては16億円、でも最初の計画からいうと、本当に橋の長寿命化、耐震工事によって経費の削減ってすごくできるんだな、こういう考え方をほかの維持管理費にも考えていってほしいなと思っています。

それから、長寿命化はわからんけども、コンクリートが50年いけるならやりもって100年ぐらいに延ばしたいということだと思います。それから、阪神大震災ぐらいに耐えられるような耐震をされているということで、よくわかりました。

それで、橋の安全で一つだけ不安に思っていることがあります。今朝吉田議員が言われたように、下流においては河床が上がって、ほんで木など生えて橋をせきとめたり、水深が上がって橋の上部へ大きな圧力かかる、それからもう日開谷川でもあるんですけど、河床が上がったために、昔はそれを越えなかったような土手を洪水のとき越えたりする。それから、下流はそうなんですけど、じゃあ上のほうへ行くとどうかというと、今度は河床が削られて下がって、護岸の根本が浮き出しになったり、それから橋の橋脚の下の土台、今まで埋まっていたものが上へ浮き出してきたりというところもありますんで、今後ほの河床、橋の安全性をするとき河床の状況とか、それから護岸の状況、そこらも加味して安全性確保へ努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（江澤信明君） これで阿波清風会松永渉君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 6 分 休憩

午後 1 時 3 9 分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番川人敏男君の一般質問を許可いたします。

川人敏男君。

○3 番（川人敏男君） 3 番川人敏男、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の個人的な印象ですが、3 年半の議会活動を振り返ってみますと、議会の審議は夕立のようなもので、夕立が通り過ぎれば何事もなかったように市側の提案どおり可決同意します。意見を申し上げ、質問しても、多数決の原理で原案どおりです。市側は行政運営に自信を持たれるのは結構ですが、謙虚さを忘れ、思い上がりが見え隠れしています。一方、議員の多くは市側を全面的に信用して、市のすることに間違いなだろうと厚い信頼を寄せている感じがします。信頼関係は確かに大事ですし、大切にしていきたいと考えています。

それでは、質問に入ります。

第 1 問は、アエルワの指定管理について質問します。

そもそも指定管理者とは、アエルワや阿波市ケーブルネットワーク施設の管理運営等を一括して任せる相手企業のことです。したがって、企業選定のポイントは、一つはサービスの向上を図るため、安心して任せられる企業であること、具体的には事業実績があること等です。もう一つは、経費の節減が図れること、つまりまとめて任せるのが安くつくことです。一石二鳥を狙った制度と言えます。

去る 7 月 2 6 日、アエルワの来年 4 月以降の指定管理者の選定を議題として、全員協議会が招集されました。3 年前の企業選定のときは、必要事項をコンパクトにまとめた募集等を作成して広く公開しています。したがって、今回は企業選定の全体を網羅した募集要項が提出されるものとばかり考えていました。ところが、市側から議会に提出されたのは運営管理仕様書でした。運営管理仕様書には、企業の選定基準がカットされていま

す。信頼関係に甘えて、このようにカットしたりしたような資料を議会に提出するのは少し甘えているように感じます。

また、指定管理料の積算資料を添付してありましたが、透明性が十分ではありません。

これです、提出していただいたん、7月26日に。（資料を示す）

二重手間をかけてまで議会提出用の資料と一般企業向けの募集要項を別々に作成する意図は何なんか、理解しがたいです。このため、3年前の募集要項と議会に提出された運営管理仕様書を読み比べてみました。最も大きな違いは、アエルワの管理運営をどういった企業に任せるのか、そういった選定基準、判断基準が、議会用の資料には省略、カットされております。さらに、3年前の選定基準の中身を精査しますと、評価項目のうち金額に関する評価は全体の13%で、経費節減は余り重視していません。また、類似施設の管理実績に至っては3.3%で、ほとんど無視しております。議会としては、安心して任せられるか、経費節減になっているかの一石二鳥の効果をチェックする必要があるわけですが、肝心の部分がカットしてあり、審議は中途半端なものになりました。いずれにしても、市側は企業選定の全体を網羅した募集要項を提出しませんでした。見方によっては隠蔽とも受け取れます。現時点では、募集要項はこのように広く公開されております。じくじたる思いで質問を続けます。

経費節減の観点から考察してみたいと思います。

現在、4社で構成した運営企業体が指定管理者となっております。指定管理料は、年間5,000万円支払っています。これとは別に、電気代、水道代は市が負担しています。経費全体としては、電気代、水道代が860万円、さらにアエルワの利用料金800万円、これは相手企業に入ります。そういうことで、総額は大体6,660万円ぐらいに上っています。

そこで、業者には専門専門がありますので、別々の業者、つまり施設の維持管理業者、文化交流活動の企画業者、清掃業者、食堂業者、それぞれの個別の見積額を積み上げて指定管理料と比較すれば一目瞭然となります。その金額を尋ねますと、担当部長は指定管理料の入札価格に影響を及ぼすので公表できないと否定しました。これでは議会の審議が一步も前に進みません。折も折、国では加計学園の獣医学部新設問題、森友学園問題をめぐり、政府側の隠蔽体質が厳しく問われております。このため、ご承知のように安倍総理大臣に対する信頼感が著しく損なわれています。情報公開制度を掲げている本市でも、何かと理由をつけてしたたかに隠そうとする意図を見せつけられました。行政の王道を相当踏

み外しています。市と議会は、よく車の両輪に例えられます。しかし、実質的には権限、権力を持っている市側は、最終的には多数決の原理で原案どおり可決できるものと軽く見くびっているように見受けられます。

そこで、お伺いします。

1点目は、指定管理者を選定する目的で全員協議会が開催されました。その会議に、企業選定の鍵を握る選定基準の入った募集要項を提出しなかった理由を伺います。

2点目は、個別に見積書をとった施設の維持管理業務、企画業務、清掃業務、食堂業務、それぞれの見積額の公表を改めて要請します。公表ができないのであれば、情報公開条例第何条何項に規定するのか、明確に答弁をお願いします。

3点目は、選定基準の中で、金額のウエートは何%を占めていますか。類似施設の管理実績は何%になっていますか、伺います。

4点目は、管理運営は、本社が兵庫県、東京都、高知県、徳島市にある4社の運営企業がを行っています。寄り合い世帯に見えますが、メリット、デメリットを総括してください。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問、アエルワの指定管理について4点のご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の募集要項を提出しなかった理由についてでございます。

指定管理者を募集する際には、募集に関する事務手続をまとめた募集要項と詳細な業務内容をまとめた仕様書の両方を同時に公開をしております。議員ご指摘の、全員協議会において募集要項ではなく仕様書に基づいてご説明をさせていただいたのは、今回の募集における大きな変更点である指定管理期間の延長と指定管理料の見直しについて重点的にご説明するためでございます。今回指定管理期間を3年から5年に延長した理由につきましても、施設運営のノウハウを最大限活用し、短期的な数字上の成果だけでなく、長期的視点で利用者との信頼関係を構築し、ともにアエルワを成長させていくことを目的の一つとしております。そのためには、業務の専門性について改めてご説明をさせていただく必要がございましたし、指定管理料につきましてもこれまで数々のご意見をいただいていたことから、仕様書をもとに業務内容の説明をさせていただいたところでございます。

また、募集要項に記載すべき参加資格や募集スケジュールについては、全員協議会の中

で説明資料として配付をさせていただいているところでございます。

次に、2点目の指定管理料の設計内訳の公表についてでございます。

市発注の工事や業務については、全て総額のみを公開しており、その内訳については非公開としています。これは、応札者がみずからの技術と責任において積算を行うことが原則であるとともに、もし市が内訳を公開すると、その金額をもとに、入札参加者が適切な積算を行うことなく応札することが可能となり、実際には応札額での業務履行が困難であったり成果の品質確保ができないなどのふぐあいが想定されるため、それを防止する目的もでございます。本件につきましては指定管理という形態をとっていますが、設計書の考え方としては入札制度と同様であるとの判断から、設計金額の内訳については非公開とさせていただいております。

また、情報公開条例上の取り扱いは、情報公開条例の第8条第2項第6号、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるので、現段階では非公開とさせていただいております。一方、契約後、あるいは業務完了後における内訳公開につきましては、自治体により取り扱いが異なるため、徳島県や近隣自治体の事例を参考に、今後統一的なルールを検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の選定基準の中で提案金額の評価が占めるウエートについてでございます。

今回の選定基準につきましては、140点を満点としており、そのうち提案金額の評価は指定管理料で5点、庁舎の維持管理料で5点の計10点を配点しておりますので、比率で申しますと約7%となっております。また、類似施設の運営実績につきましては5点を配点しており、比率は約3.5%となっております。

本来指定管理者を選定する際に用いられるプロポーザルという手法は、価格競争では期待した成果が得られない場合や、企業のノウハウを最大限生かし、仕様書を上回るサービスの提案を求める場合に採用されるものであるため、提案金額や過去の実績のウエートが高まると、プロポーザル本来の趣旨や利点が阻害される可能性がございます。しかしながら、指定管理者制度の導入目的の一つであるコスト削減についてはしっかりと図っていく必要があると考えており、その部分につきましては、指定管理料の上限額を設定する際に既に反映をさせていただいております。実際、直営と比較し、人件費部分における約500万円のコスト削減に加え、業務内容をより精査することで、次期指定管理料の上限額で

はさらに約180万円のコスト削減を実施しており、これまで以上に低コストで高品質のサービスを実現してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の県外あるいは市外業者による運営企業体のメリット、デメリットについてでございます。

まず、メリットとしましては、アエルワの運営につきましては、本市の文化振興の拠点としてふさわしい企画力はもとより、アエルワ及び市庁舎の包括的維持管理や食堂運営、舞台技術など多岐にわたっております。これらの業務を1社で実施するのは非常に困難なことと考えております。そのため、アエルワの指定管理者であるあわアートウインド運営企業体では、ビル管理を専門とする業者、イベント企画や食堂運営を専門とする業者、舞台技術を専門とする業者、受付などの事務を担当する業者が企業体を構成することで、お互いのノウハウや強みを出し合い、単なる下請業者ではなく、各企業が構成員としての自覚を持ち、主体的にサービスの向上を図っている点が挙げられます。

一方、デメリットとして、本社が県外にあるため、バックアップやサポート体制に当初は不安もございましたが、代表企業の本社が神戸市ということで比較的近い距離にあるため、スタッフも頻繁に交流を図っていることや、他の構成企業についても四国内に本社または事業所があり、常に応援体制が構築されているため、これまで大きなふぐあいを感じることはございませんでした。

次期指定管理者につきましても、公募の上選定することとしていますが、本市の文化振興の拠点であるアエルワのサービスを最大限向上していただける事業者をしっかりと選定してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 私は、指定管理者制度についてこれまで2度にわたり質問させていただきました。ところが、市側の対応は、答弁の内容を見る限りご検討いただいた痕跡も見えず、問題意識を持つ時間がないほどお忙しいようです。

そこで、再問します。

1点目は、アエルワの管理運営をどのような企業にお任せするのが適当か、企業選定の鍵を握る選定基準が提出されなかった理由を伺っているのに、指定管理期間を延長したとか指定管理料を変更したとか、尋ねてもいない理由にならない理由の答弁で、全くのすれ違い答弁です。最も肝心な部分を議員に省略しております。再度、答弁を求めます。



次に、指定管理期間を3年から5年に延長した件に関して質問します。

現在指定管理者となっているあわアートウインド運営企業体を構成する4社は、マイナーな企業とお見受けいたします。一方、前回第2順位者となった日本管財・よしもと共同体についてです。日本管財は、東京証券取引所に一部上場している日本を代表する企業です。よしもとは、文化振興活動で日本最右翼の企業です。信頼感、知名度は絶大で、安心してお任せできる企業です。翻って、選定基準の枠組みから企業に対する評価は全くなされておられません。これが平等な評価と言えるのかは少し疑問を持ちます。

いずれにしても、指定管理期間を5年に延長するので安心して長期間任せられる企業の信用力そのものに対する評価は必要です。選定基準に加えてはいかがかと提案します。ご見解を伺います。

2点目は、アエルワは建設当初から指定管理者制度の導入に踏み切ったので、管理料も基本となる経費が流動的になっています。そのため、個別の見積額の開示を要請したものです。答弁は、事業の適正な遂行に支障を及ぼすので公表できない。その根拠は、情報公開条例第8条第2項第6号によるものということでした。私の見解は、市側は都合のよいように解釈しておりますが、情報公開条例の類推解釈、拡大解釈でないかと懸念します。私も法律の専門家ではありませんので、この場で断定的なことは申し上げられません。閉会までに法律の専門家の意見を聴取し、改めて答弁を求めます。私は、経費の節減を図っているのだということを確認したいのです。これを立証することは市側の責務です。経費の節減の説明を求めます。

3点目は、プロポーザルで選定したということなんですけども、要するにプロポーザルは数字で表現できない内容を盛り込んだということになるんだろうと思います。ただ、選定基準の中で金額の占める比率は7%、類似施設の運営実績の比率は3.5%の答弁をいただきました。このような客観的データが極めて低い位置づけに驚いています。その上、企業に対する信用力は評価項目にさえ取り上げられておられません。そこで、アエルワの管理運営を任せる企業は何を重視して選定するのか、評価項目の加算の高いのはどういう項目なのか伺います。

4点目は、寄り合い世帯でも不都合は生じていないとの答弁なので、了解します。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の再問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の選定基準を提出しなかった理由についてでございます。

今回の募集につきましては、施設の設置目的や業務内容に大きな変更がないため、選定基準についても前回から大きな変更を予定しておりませんでしたので、全員協議会においてはご説明を省略させていただいたところでございます。

また、選定基準につきましては、阿波市指定管理者選定委員会に諮り、外部委員からの意見も踏まえて最終決定を行うこととしているため、前回の説明時にはまだ確定をしていなかったところでもございます。

去る9月6日より公開しております次期指定管理者の選定基準につきましては、前回募集時と大きく異なるものではございませんが、一部評価内容が重複するなどわかりづらい部分もございましたので、項目をまとめるなどの調整を行っております。

また、これまで文化施設としての運営面を重視した内容としていましたが、今後長期にわたり活用する施設として、ライフサイクルコストを意識した運営や維持管理費の低減に取り組む必要があることから、今回の選定基準において指定管理期間にとらわれない中・長期的視点に立った施設維持管理の取り組みの項目を新たに追加したところでございます。

そのほか、指定管理期間の延長に伴い、これまで以上に安定経営を重要視し、財務の安定性に関する項目の配点をふやすとともに、より高度な専門性を発揮していただきたく、円滑な運営体制と専門性の項目の配点をふやしております。

また、企業の信用力を評価する項目の配点のウエートが低いというご指摘でございますが、今回の選定基準で申しますと、財務の安定性に関する項目と類似施設の管理実績に関する項目が該当してこようかと思えます。これらの項目は、140点満点中の15点を占めており、比率にすると10.7%になっております。これらの項目は、議員ご指摘のとおり、施設運営を長期にわたり安定して行うための大変重要な項目であります。そのため、先ほどご説明をさせていただいたとおり、配点を5点から10点に引き上げたところでございます。ただ、この部分のウエートを引き上げ過ぎると、大手企業が有利になり、中小企業の参入が難しくなる可能性があります。大手企業の安定性は大変魅力的な部分でもございますが、中小の専門企業にはそれぞれ得意分野における強みがあり、それを生かした共同企業体による運営は一概にどちらがいいかという判断が難しいところでございます。そのあたりの評価は、実際のプロポーザルにおける提案内容などを精査し、しっかりと判断してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の内訳書を公開せず、経費削減効果をどう立証するのかについてでございます。

アエルワの指定管理料の上限額につきましては、これまでも答弁させていただいたとおり、各業務、各設備ごとに専門業者や実際に現場施工した業者、ビル管理会社、メーカーなど、さまざまな角度からできる限り複数社の見積もりを取得し、最も金額の低いものを設計金額として採用しているところでございます。つまり、この部分につきましては、市直営の場合も指定管理者による運営の場合も必要になってくるものであり、指定管理による経費節減効果は発揮しにくい部分であると考えております。一方、先ほど答弁いたしました人件費部分における削減のほか、高い施設稼働率に伴う施設利用料収入の増加などを想定し、年額400万円の施設利用料収入をあらかじめ指定管理料から減額した上で上限額を設定しているところであり、これらの部分でも指定管理者の運営努力による経費節減が実現されているものと考えております。

最後に、選定基準における客観的データの評価ウエートが低く、何を重視しているのかについてでございます。

まず、選定基準の中で、議員ご指摘の客観的データに関する評価は、財務の安定性、類似施設の管理実績、提案金額、収支計画の項目が該当するものと考えております。これらの項目は全体の21.4%を占めておりますので、決して低い割合ではないものと考えております。今回の選定基準におきましては、市民サービスに直結する項目であり、なおかつ提案の自由度が高い部分と財務状況の評価を重視し、10点配点とするとともに、それ以外の項目を5点配点としています。このことにより、プロポーザルの最大のメリットでもある企業ノウハウを最大限発揮した、仕様書を上回るサービスの提案が期待できるものと考えております。

選定基準等につきましては、現在既に募集手続中であり変更は難しいですが、今後においても施設の運営状況や課題、社会情勢などを踏まえ、発注の都度、配点などを見直してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 1点目の選定基準を提出しなかったのは、いろいろと正当性があるように長々と言ひわけをしておられました。結果的には、議員には余り面倒なことをかけたくないというような温かいご配慮だろうと思います。そもそもは単純な問題です。選

定基準を提出していれば、全員協議会で審議されたはずですが。また、指定管理期間を延長するので、選定基準を見直し、信用力のある企業を選択肢に入れてはという提案に対しても、見直す意思がないと答弁されました。

2点目の個別個別の見積額を公表されたい、経費節減効果を立証されたいと要請しましたが、個別の見積額は公表せず、市側の正当性を随分と答弁をいただきました。議会の質疑は、まるで言いわけを聞く場のような気がしてきました。

3点目の企業に対する客観的データの評価が低いのではないかとこの質問に対しては、既に募集手続中であり、変更は難しいという答弁です。議会に十分な説明をせずに、会議を実施したという手続的な既成事実をつくって、最終は多数決に持って行って解決しようというよくあるパターンです。まことに不愉快な決着方法です。

いろいろと辛口の質問をしましたが、最後に市長に質問します。

アエルワ及び新庁舎がオープンしてから2年8カ月の年月が経過しました。この間、ハード面では外壁タイルが剥がれるという問題、欠陥箇所、不良箇所が95カ所も判明しました。ハードがそういう状態なので、ソフト面についてはいかがかと説明させていただきました。私の目からは、アンフェアと思われる部分、甘いところが散見されます。一度原点に戻って、業務ごとに委託するのも選択肢の一つに入れる必要がありそうです。

私は、議会の審議、質問を通じて強く感じる場所があります。市側は、十分な事前説明をせずに、一旦提案した限りは何が何でも押し通そうとする姿勢が強過ぎます。真摯に耳を傾けようとする姿勢が希薄です。また、都合の悪いことは執行権の陰に隠れて隠そうとする体質があります。前市長時代のやり方を引き継いでいるような気がします。これが阿波市方式なのかと寂しい感じを抱いております。一言で言えば、新しい体制になりましたけれども、たがが緩んでいるような感じを持ちます。

そこで、私の質問した事項、指摘した事項について、総括的にご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江澤信明君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 川人議員の再々問、アエルワの運営について、総括的な見解について答弁をさせていただきます。

交流防災拠点施設アエルワは、庁舎と同日の平成27年1月1日に供用を開始しました。アエルワの運営につきましては、建設当初より、庁内はもとより市議会においても数多くの議論を重ねてまいりました。その結果として、新規施設であるアエルワの運営をい

ち早く軌道に乗せ、市民サービスの向上を図るためには豊富なノウハウを有する専門業者を指定管理者とする運営が最適であるとの判断に至ったところでございます。実際、アエルワの運営をスタートしてからこれまでの2年8カ月を振り返ってみましても、想定を大きく上回る稼働率や高い利用者満足度、関係団体と連携した安定感のある施設運営など、特筆すべき点も多く、大変充実した内容となっているところでございます。

一例を申し上げますと、建設当初30%程度を想定としておりましたアエルワホールの稼働率につきましては、2年連続して50%を上回るとともに、平成28年度の年間施設利用者数は、市制施行10周年記念事業が複数開催された平成27年度と比較しても、年間1万5,000人増加しております。増加率1.4倍を達成したところでございます。

この現状を鑑みても、アエルワの運営につきましては指定管理者によるものが最適であるとの判断に変わりはありません。また、アエルワは市民の皆様からも評判もよく、芸術文化にかける熱い思いや文化ホールの建設をどれだけ待ち望んでいたのかを改めて感じさせられたところでございます。しかしながら、アエルワは誕生からまだ3年ということもあり、文化振興の拠点として求められる機能を最大限発揮するにはさらなる経験値を積んでいく必要がございます。そのため、来年度4月から始まる次期指定管理期間につきましては、より長期的視点でアエルワという施設を市民とともに育てていっていただきたいという思いも込め、5年に延長したところでございます。

また、施設運営に係る費用につきましては、人それぞれ高い、安いと捉え方はさまざまあろうかと思えます。しかし、私はこの費用について、本市の文化レベルをさらなる高みへと導くためには必ず必要なものであると考えておりますし、これまで実施してきました小・中・高合同音楽祭や阿波高校を中心とした演劇祭などの発表の場づくりと、日本フィルハーモニーに代表される本物の芸術文化に触れる機会の創出は将来を担う子どもたちに豊かな感性を身につけてもらうための未来への投資であるとも考えておるところでございます。もちろん財源にも限りがあることは十分認識しております。今後とも無駄を省く努力を継続していくとともに、運営内容についても指定管理者への丸投げにはならないよう、川人議員のご提言の趣旨も踏まえまして、市としても監督者として施設運営に積極的にかかわってまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いしまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） ただいま市長から、指定管理者は非常にうまく運営できているんだと、こういう自信に満ちた言葉をいただいたわけなんですけれども、そこまで言うんだったら選定基準をなぜ出さなんだかと、そこへ問題は返っていくわけなんです。藤井市長には、最低でもこれから3年半、阿波市民はあなたに頼るしか選択肢はないのです。新しい阿波市を背負っていくために、過去を総括することからスタートを切っていただきたいと期待を込めてエールを送りたいと思います。

第1問はこれで終わります。

第2問は、阿波市ケーブルネットワーク施設の指定管理者について質問します。

私は、これまで再三再四にわたり指定管理について質問してまいりました。この根底にあるのは、市側を信用しないわけではありませんが、公平公正な競争ができる内容になっているのか、また丸投げになっていないかなどチェックする必要があったからであります。

ご承知のように、以前は通信機器、電線等の保守管理は通信事業者、テレビ放送の取材、編集等は放送規格会社にそれぞれ個々に委託しておりました。ところが、指定管理者制度によりまとめて発注することが可能になりました。そこでまず、経費節減になるかならないか検証する、これが指定管理者制度を活用するかどうかのスタート台です。ここをおろそかにするから審議がかみ合わないのです。

さて、ケーブルネットワーク施設の指定管理も期間が満了します。このため、去る7月26日に全員協議会を開き、次回の選定管理について協議がありました。指定管理者の募集概要を拝見しますと、審査方法の記載は省略してあり、選定基準は抽象的、形式的な文章表現となっています。議員は、細かいことは知らなくていいです、市側に任せてくださいと言わんばかりのことが資料の内容から読み取れます。議会には、外部に公表する募集要項を提出していただくことが基本と思います。ご承知のように、指定管理料は税金の中から2億3,000万円を支払っているのです。指定管理は一括発注を原則としておりますので、適正かつ効率的に機能するようにしなければ、単なる丸投げになってしまいます。丸投げは、経費、行政サービスの面で問題があります。このため、市側の都合だけで指定管理者を決められず、議会の議決を必ず受けなければならないと地方自治法で定められています。この原点に立ち返って考えてみたいと思います。

ケーブルネットワーク施設は、最初から指定管理を考えています。したがって、テレビ広報の取材、編集のような相当異質な業務も含めて、条例をつくってまで十把一から

げに指定管理しています。前回の指定管理者は、県外大手の通信事業者である富士通ソリューションズ株式会社です。この企業は、本来通信事業者で、テレビ広報の取材、編集等の実績がゼロです。このため、テレビ広報の取材、編集を市内の業者に下請させております。市は企業誘致を重要政策に掲げていますが、まず市内業者を育成することが最重要課題ではないでしょうか。早期にひとり立ちできるよう、支援を要請しておきます。

いずれにしても、借金をしてまで事業を進めてきたのです。その果実が少しでも多く、本市を潤わすようにすることが市の務めではないですか。

そこで、お伺いします。

1点目は、テレビ広報の取材、編集の実績がない県外大手通信事業者に、なぜ一括して指定管理したのか、合理的な理由をお伺いします。

2点目は、一括して管理した場合の金額と、通信業務と取材・編集業務を別々に発注した場合の金額の比較を伺います。

3点目は、ケーブルネットワークの利用料金についてです。隣接する吉野川市は月額4,080円、美馬市は3,456円、上板町は3,350円です。いずれも民間企業が整備して運営しています。阿波市は、市がネットワークを約42億円かけて整備したため、隣接市町の半額以下の1,540円となっています。

そこで、今後財政状況が厳しさを増す中、不時の災害や大リニューアルに備えて、利用料金に一定額を上乗せして基金を積み立ててはいかがかと提案します。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の2項目め、ケーブルネットワークの指定管理者について3点質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のテレビ広報の取材・編集の実績がない県外大手通信事業者になぜ一括して指定管理したのか、合理的な理由を伺うについてお答えをさせていただきます。

阿波市のケーブルネットワーク施設は、合併前4町のうち2町が保有し運営していたものを、平成17年度から平成19年度の3カ年で、約42億円の事業費で市内全域に整備した施設でございます。完成後2年間は直営で運営し、平成22年度より指定管理者制度を導入し、現在に至っております。

導入の目的は、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費削減等を図ることにあります。

議員ご質問のテレビ広報の取材、編集も含めて一括指定管理した理由として、導入の目的を基本に、民間のノウハウを活用しながらテレビ広報も充実させるとともに、財政効果も上がるものと考えたからであります。導入する際の仕様書には、「本業務の一部を第三者に請け負わせるときは、可能な限り市内の業者を最優先的に選定し、人材を登用または物品の購入をする場合も同様とする」と定め、広報の取材、編集も含めた包括的な管理運営をする方法で導入をしております。その結果、財政効果として、平成22年度から24年度までの3年間で約5,843万7,000円の経費削減、また平成25年度から28年度までの4年間で約1億3,000万円の経費削減効果を上げております。また、現在の指定管理者は、ケーブルネットワーク施設の指定管理者としての実績を県外で複数有しており、指定管理者選定委員会で選定され、議会の承認をいただき指定させていただいております。

来年度からの指定管理者の公募につきましては、以前から議員ご提案の広報の重要性の認識と充実は市においても十分認識しており、このたびの指定管理者公募の仕様書に自主企画番組制作を追記し、地元密着型の番組制作をさらに求め、テレビ広報の充実に取り組んでまいります。

次に、2点目の一括して指定管理した場合の金額と通信業務と取材・編集を別々に発注した場合の金額を伺いたいについてお答えをさせていただきます。

ケーブルネットワーク施設の指定管理者の選定方法として、公募型の業者選定方法を採用しております。その際、通信業務と取材、編集業務を別々に発注する方法、また業務全般を包括的に一括管理運営する業務で発注する方法、この2つの方法を比較いたしますと、別々に発注した場合、伝送路の使用管理を含む光熱水費等の施設管理費、また管理監督、技術者等の人件費などが二重経費として計上されることとなります。また、阿波市ケーブルネットワーク施設の伝送路から市民の皆様にお届けしている通信は、緊急放送等の音声告知、テレビ放送、インターネットサービスやIP電話のいずれも同一伝送路で通信をしております。これらのことから、万が一伝送路にふぐあいが生じた場合、ネットワーク網が遮断され、停波事故につながるリスクがあり、緊急放送の停波、テレビ広報の電波障害など即時性が損なわれることも考えられます。これらの視点から、経費の二重化や万が一の障害リスクを勘案し、一括した指定管理が不可欠であると考えております。

なお、分割募集した場合には、管理運営業務費がそれぞれに発生し割高となりますが、その費用を積算していないことから額を提示できませんが、ご理解いただきますようお願い



いたします。

次に、3点目のケーブルネットワークの利用料金に一定額を上乗せして、不時の災害や大リニューアルに備えてはかがかと提案するについてお答えをさせていただきます。

ケーブルネットワークについては、阿波市世帯の加入率約93%を占める市民の方が利用されております。ケーブルネットワークは、緊急放送の音声告知を行う災害時に重要な施設であり、全ての市民にご利用いただくため、市民サービスの一環として安価に設定をしております。このたびのご提言は、不時の災害や大リニューアルに備える貴重な提言と認識しておりますが、若者や高齢者のテレビ離れが指摘される中、値上げによる加入率の低下も懸念されるため、料金改定については現在のところ考えてはおりません。

なお、ケーブルネットワーク事業は、情報システム施設整備のリニューアルに備え、平成28年度末現在約8億917万円の情報システム施設整備基金を積み立てておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 1点目と2点目については、2年間の直営期間がありますので、スムーズに移行でき、経費の節減にもつながっているのです。了解したいと思います。

3点目の基金を積んではいかがかということにつきましては、これから阿波市も財政、冬の時代を迎えますので、これにこの8億円という基金に満足することなく、こういう負担を市民と痛みを分かち合うようなことも検討の中に入れていただけたらと思います。

こういうことを要請して、最後に、ここまでアエルワ及びケーブルネットワーク施設の指定管理について質問してまいりました。木具政策監には、県から派遣されて6カ月が経過しようとしております。本日私がした質問、あるいは答弁の状況をお聞きして、どのような感想、印象をお持ちになりましたか。県の議会もよく見聞きしておるだろうと思いますので、そこらを踏まえてお聞きできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江澤信明君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） ただいま議長の許可をいただきましたので、川人議員の再問、阿波市議会における質問及び答弁に対する印象について答弁させていただきます。

私はこの4月に政策監を拝命いたしまして、これまでに5月の第1回阿波市議会臨時議会、そして6月の第2回阿波市議会定例会、2回の市議会を経験させていただきました。

まず、先ほど議員からの質問がございましたように、まず最初に感じました県議会との

違いでございますけれども、県の本議会では、議員は慣例による申し合わせで年に1回の登壇によりご質問されておりますが、阿波市議会では、議員の皆様は毎議会質問することができ、年間を通じて理事者の提案や施策に対して適時本議会の場で質問、審議をされているといった印象を持ったところでございます。そして、その議論の内容につきましても、市の財政状況から農業振興、子育てや安全・安心の取り組み、さらには教育行政に至るまで、最も住民に近い基礎自治体として、時にはダイナミックに、時には詳細に議論されていると感じ取ったところでございます。また、重要な事案につきましては、再々全員協議会を開催していただき、常に理事者と議員の皆様が共通認識を持ち、また議論できる仕組みになっていると感じたところでございます。そして、本日も議員からは大所高所から、また詳細に至るまでご質問、ご提言をいただいたところでございます。こうした議論を通じまして、行政の執行方法について考えを整理したり、また新たな手法を検討するきっかけになるのであらうというふう感じたところでございます。とは申しましても、市職員としてまだ5カ月余り、そして2回の議会を経験したにすぎません。引き続き、江澤議長や森本副議長を初め、議員の皆様から貴重な提言を賜り、少しでも阿波市の発展につながるよう努力してまいりたいと考えておりますので、議員におかれましても、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） それでは、最後の質問に移ります。

指定管理について、いろいろな角度から質問し、指摘してまいりました。つまるところ、安全・安心なまちづくりの根幹は、公平公正、公明正大な姿勢で日々の行政に取り組んでいただくことに尽きると思います。そこから市民の信用が得られ、安全・安心なまちづくりにつながるものと私は確認しています。

第3問は、安心・安全なまちづくりの中核となる救急体制について質問します。

急に病気で倒れたときとか交通事故に遭って大けがをしたときなどに119番電話をします。すると、ぴいぽびいぽと救急車が駆けつけてくれます。高齢になって車を運転できないご家族、ひとり暮らしで心細く生活しているお年寄りにとって、大変心強い命の綱です。阿波市では、高齢化が一段と進んでいます。そんな状況の中、救急体制に抜かりはないのか考えてみました。

本市の救急体制は、阿波市と吉野川市が相協力し、徳島中央広域連合を組織して、広域的に救急ニーズに応えるように取り組んでいます。現在、阿波、吉野川、両市内の3カ所

に救急拠点を設置しています。土成町にある中消防署、山川町にある西消防署、鴨島町にある東消防署の3署で全体をカバーしています。本市関係では、中消防署が吉野町、土成町、市場町を管轄、西消防署が阿波町を管轄しています。救急車は、各所に1台ずつ配備しています。

さて、救急車の出動件数は、平成28年3,565件、1日平均9.7件、高齢化の上昇とともに出動件数も右肩上がり、この20年で1.8倍も増加しております。ちなみに、高齢者の搬送が全体の3分の2を占めております。1回出動しますと、搬送先が阿波市内、吉野川市内の場合には行き帰りの時間が1時間少々です。ところが、例えば県立中央病院までは平均1時間26分、徳島赤十字病院までとなると2時間32分もかかります。中消防署の出動では、管轄区域の吉野町、土成町、市場町へは5分から7分程度で駆けつけてくれます。一方、東消防署、西消防署の救急車が出払っている場合は、応援出動を余儀なくされ、管轄区域外へ216件、約2割近く出動しています。この場合、災害現場への距離が遠いので、おくれが生じます。現場のご努力のおかげで相互に助け合っただけ救急活動に努めております。しかし、網渡り的な状態で、到着時間が相当おくれる状況が発生しております。深刻なのは、全ての救急車が出払っている場合です。救急車が3台とも出動している件数は212件、この空白の間に119番電話しても、物理的に出動できず、30分、40分、救急車が帰ってくるのを待っていただくこととなります。最悪の場合は、自分で病院に行ってもらうしかありません。

そこで、質問します。

1点目は、現状の救急体制はせっぱ詰まった状況となっております。そこで、阿波市の面積が吉野川市に比べて3割余りも広いので、阿波市内の拠点となる中消防署に1台の救急車を追加配備して2台とするよう提案します。一部事務組合の幹事である町田副市長にご答弁をお願いします。

2点目は、救急車の到着に時間がかかり、心肺停止状態等の急を要する場合、応急処置の対応が必要と考えます。実態はどうなっていますか、伺います。

○議長（江澤信明君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問の3項目目の救命救急体制についての1点目、阿波市の面積が吉野川市に比べて3割余りも広いので、中消防署に1台の救急車を追加配備して2台体制にしてはいかがかについて答弁させていただきます。

まず最初に、現状を申し上げますと、阿波市の救急搬送業務は隣接する吉野川市との広域行政により徳島中央広域連合消防本部で行っております。そして、急病時や交通事故の発生時など緊急を要する場合に、市民の皆様の生命や体を守るため、一分一秒でも早く救急搬送できるよう日々取り組んでいただいているところであります。また、徳島中央広域連合消防本部は、1本部3消防署体制で業務を行っております。

次に、救急車両の導入経緯を申し上げますと、昭和47年4月より1台で運用を開始いたしました。その後、救急件数の急激な増加に伴い、昭和51年10月に1台増車し、2台体制で運用してはいましたが、その後も救急件数が増加傾向にあったことから、平成3年11月よりさらに1台増車し、各消防署1台の3台体制となっております。

次に、救急件数についてであります。現在の3台体制になった平成3年の救急件数は1,710件、新中消防署が業務を開始した平成16年は2,829件、そして議員ご指摘のとおり、昨年平成28年には3,565件となっており、平成3年からの26年間で2倍以上となっております。阿波市のみの救急件数につきましても、管轄区域の救急件数と同様に増加しており、平成3年は約700件、平成16年は約1,200件、そして平成28年は約1,600件となっており、管内全体と同じと言える傾向でございます。

なお、昨年5月より、平日の昼間のみではありますが、非常用車両を転院搬送用として再任用職員3名体制により運用を行っており、増加傾向にある救急搬送に対応をいただいているところであります。

次に、徳島中央広域連合消防本部におきましては、構成市の人口は減少傾向にありますが、今後も高齢化に伴い、1台当たりの出動件数はふえるものであると想定しており、現状の救急車両台数の運用では将来対応は難しいとも言っております。

次に、救急車両の配置基準について申し上げますと、総務省の消防庁の消防力の整備指針によりますと、人口10万人以下の市町村に当たっては、おおむね人口2万人ごとに1台を基準とし、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とするとされております。ということは、現状を踏まえますと、阿波市では2台が適当であると考えます。しかしながら、中消防署への救急車両の増車には、車両購入や施設改修のほか、隊員の増員も伴いますので、将来的な負担額や将来に係る財源の確保など十分調査研究する必要もございます。市民の皆様への安心・安全の観点から見ますと、増車は必要との認識はございますが、この業務は広域行政であることから、本市独自の判断はできないため、今後徳島中央広域連合消防本部や構成市と協議してまいりたいと考え

ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、川人議員の一般質問 2 点目、心肺停止状態等の急を要する場合、応急処置の対応はどうなっているのかについてお答えさせていただきます。

救急医療は、阿波市の全ての市民が生命保持の最終的なよりどころとして必要とされているものであり、救急搬送業務についても救急医療の重要な役割を担うことから、地域住民の安心・安全な暮らしを支えるものとして、その期待に応えるものでなければならないと考えております。

徳島中央広域連合消防本部からの報告事項によりますと、救急搬送業務については、管轄区域の各消防署に配備している救急車両 3 台と転院搬送用の非常用車両 1 台を含む 4 台にてこの業務を行っています。このうち救急車両については、常時救急救命士 1 名以上を含む 3 名体制で運用しており、心肺停止状態などの救急事案が発生した場合には、人工呼吸器装着前の挿管チューブを使用した気道の確保や強心剤の薬剤投与、また意識障害などがある場合には血糖測定と低血糖発作症状へのブドウ糖溶液の投与など、救急救命士が行える処置により市民の皆さんの救命に取り組んでいただいております。

阿波市の過去 5 年の救急件数の抜粋では、平成 24 年が約 1,400 件、平成 26 年が約 1,500 件、昨年（平成 28 年）は約 1,600 件であります。そのうち心肺停止状態での救急件数は、平成 24 年が 39 件、平成 26 年が 40 件、そして平成 28 年は 49 件であります。このように、ここ数年の救急件数などを見ても年々増加傾向にあり、管轄区域の救急車両はお互いにバックアップし合いながら救急搬送業務に当たっていますが、救急車両 3 台が全て出動中であった場合での新たな出動要請については、通報内容により各署に待機中の消防隊を急行させることとしております。消防隊の消防車両では傷病者の搬送はできませんが、救急時の応急処置に必要な資機材は搭載しております。また、全ての隊員が救急時に一定の処置を行うことができる救急課程の修了資格を有しているため、救急隊にかわり出動した場合でも、現場到着後、傷病者の観察や応急処置を行うとともに、救急車両の到着後に搬送作業を迅速に行えるよう先着活動を行っています。中央広域連合消防本部では、救急隊が直ちに救急搬送に向かえない場合であっても、消防隊と連携を密に図りながら、市民の皆さんのもしもの場合に備え、日々救命率の向上に向けて取り組ん

でおりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 川人敏男君。

○3番（川人敏男君） 中央広域連合が所管する阿波市及び吉野川市は、面積が335平方キロメートル、人口が8万1,684人、高齢化率は33.3%となっています。一方、救急自動車の整備指針の基準台数は4,08台となっています。一昨年には西消防署の改築場所で、議会も物議を醸しました。救急自動車1台の追加配備という前向きな方向で吉野川市と調整していただくことを期待していきます。

2点目は、了解しました。

これで私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（江澤信明君） これで3番川人敏男君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後3時09分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） それでは、吉田稔、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

私は、第1番目に消費者トラブルについてということを質問してございます。

今年の6月でしたか、阿波市消費生活センターが発足したと、この市役所の1階に設置してあります。

先日もテレビ報道でかなりされましたが、県外の女子中学生が他人に成り済まして音楽チケットを売るようなそぶりを見せて高額なお金をだまし取ったと、しかも他人に成り済ました人の名前と銀行口座まで開設していたということで、徳島県の警察もだまされたと、誤認逮捕をしたということで、全国版で連日放送されております。このごろは、消費者トラブルもだますほうが非常に巧妙になりまして、警察までだましてしまうというような事態になっております。

この前議会で言うたんでございますが、私も国民健康保険の高額医療費の還付金がありますということで、もう少しでひっかかるところでございました。週末の土曜日か日曜日だったと思いますが、阿波市健康保険課の誰それですと、名前まで言いまして、男の職員を名乗って、またほの応対が非常に親切です。かなりのベテランの職員だなというような、思わせるような対応でした。私のここ3年ぐらいの医療費の還付金がたまっていますよと、先月で還付金の手続は終わるように通知していましたが見ましたかというたって、もう月変わって十二、三日もたっとったら、先月そういう通知が来たかどうか忘れたころに夜に電話がかかってくるんです。「先月だったら、ほなもう還付金の請求、もう期限切れでしたね」とこっちから言うと、「いや、まだ間に合います」と、こう来るんです。うまいんです。今日土曜日ですから、これから近くのコンビニがあれば、そっちへ行っていたら阿波銀の担当者から詳しい連絡が行きますのでというて、阿波銀行の名前まで上げて、5分ぐらい待っていただいたら行員から連絡があるので、いま少しうちで待ってくださいと。念のために携帯の番号も教えてくださいということで、ついつい親切なから言ってしまった。案の定5分ぐらいしたら、阿波銀行の誰それで、ほれも名前つきで言うてくるんで、今市役所は金曜日で終わっておりますが、まだコンビニへ行けば間に合いますということで、なかなかうまいなというて、最初乗せられとったんですけど、横に家内がおって、「お父さん、ここ3年ぐらい病院にかかったって、歯医者でちょっと治療したぐらいで、そんなに高額費用払った覚えないんとちゃうん」と、それもそうかつちゅうんで、そこでようやく気がつきまして、ほんでほの電話のナンバーディスプレイ見たら非通知で来とるんです。おたく阿波市役所国民健康保険課というのに非通知で連絡してくるんじゃと言ったら、もうさっと切られた。これで向こうもあかんなと思ったんでしょうが、私も欲が出て、くれるもんはもらおうかつちゅうような気があったんか、もうちょっとで行くところ、家内が冷静に見てくれまして、それで終わったんです。

それから、私の知り合いも郵便局にお勤めの方が、息子の成り済ましの電話で、会社でトラブルを起こしてかなりの金額を弁償せないかんちゅうことで、そのお父さんも息子の声に似とるなと思ひながら聞いとって、それで一旦切ったんじゃけど、息子の携帯かけたら、「お父さん何言よるんって、うち2階で寝よるよ」って言うけん、ありゃっというぐあい、家庭の中で親子がおっても乗せられるぐらいだます人って利口な、偏差値が高いかね。そういう状況で、この中の職員の方でも何か振り込みの電話があったというような話も聞きました。これほど、年々こうやって情報で公開する、気をつけてくださいいっ

て国も警察も言ってるんですが、だまされる金額が年々何十億円単位でふえていってると、非常に巧妙な状況になっております。

そこで、阿波市も消費生活センターを発足していただきまして、まだ三月でございますが、問い合わせが何件か出ているようでございます。消費生活センターができたというのをまだ知らない市民もかなりあると思います。こういった議会も契機に、しっかり宣伝していただいて利活用していただきたいと思います。

そこで、消費生活センター発足して数カ月たっておりますが、現状と今後の取り組み、どのようにやりたいか、お話いただけたらと思います。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、吉田稔議員の一般質問の1点目、消費者トラブルについて、阿波市消費生活センターが発足して数カ月経過しましたが、現状と今後の方針はとのご質問にご答弁させていただきます。

徳島県においては、消費者被害の防止、消費者教育の推進など、消費者行政を統括する消費者庁の徳島県への全面移転の実現に向けて取り組みを進め、地方創生の推進や消費者行政の体制強化を図っているところです。一方で、我が国では高齢化、人口減少など急激な社会変化が進む中、市民生活を穏やかに過ごしたいと願う方にとって、日々発生するさまざまな消費者トラブルは大変大きな社会問題となっており、本市においても同様であります。近年の消費者トラブルには、振り込め詐欺や還付金詐欺など特殊詐欺を初め、訪問販売や通信販売による商品の購入や代金のトラブル、インターネット通信サービスに係るトラブルなどがあり、その形態は多岐にわたっています。徳島県消費者情報センターによりますと、昨年度、28年度でございますが、消費者トラブルによる苦情や問い合わせなどの相談件数は、県全体で2,998件となっており、平成27年度と比較しますと94件増加し、相談内容についても次第に複雑化しております。

このようなことから、これまで商工観光課に消費生活相談窓口を設置し、徳島県消費者情報センターなどの協力のもと、消費者からの相談に応じてまいりましたが、本市としてはさらに消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定と向上に資するため、今年6月、先ほど議員もおっしゃられましたが、阿波市役所1階に阿波市消費生活センターを設置しました。所長1名、専門の相談員3名、計4名の体制で市民からの相談等を受け付け、消費者トラブルの未然防止や問題解決に向けての助言やあっせんを行うとともに、消費者への普及啓発活動も行っています。



ここで、阿波市消費生活センターにおける相談等の実績件数をご紹介させていただきますと、多くの方が60歳以上の高齢者で、6月に12件、7月にも12件、8月には21件で、この3カ月で45件の相談が寄せられており、昨年度の同じ期間と比較しますと、本市の相談件数は39件増加しております。これは、近年の消費者トラブルの多様化や複雑化も一つの要因ではあると考えますが、大きな要因としましては、市内に消費生活センターを設置したことにより、市民の方が身近な場所で気軽に質の高い相談ができる体制が整ったこと、広報紙やホームページ、ACNによる啓発活動や、自治会長会など各種会議における講演活動を行うことにより、市民の消費者問題に対する意識の醸成が図られていることなどが上げられます。このことは、消費者トラブルの未然防止や問題解決、また市民が安心して暮らせる阿波市づくりへとつながっているのではないかと考えております。しかしながら、本市ではまだまだ消費者トラブルに遭っている方、あるいは遭いそうな方など、市民の中に潜在する被害者をできるだけ減らしていく必要があり、今後消費生活センターの担う役割はますます重要になってくるものと認識しております。

そこで、今後においては消費者相談に迅速かつ適正に対応し、被害救済や未然防止を図るためには、実務を通じて培われた総合的な対応力を有する相談員を継続して確保していくことが重要であるため、既にさまざまな研修会や講演会などへ積極的に参加しているところではありますが、なお一層、相談員個々のレベルアップに取り組んでまいります。また、消費者トラブルの解決や未然防止には警察、保健、福祉、教育、消防など関係機関との連携や、市民が健全な消費行動ができるよう正しい知識の普及や情報提供などが必要不可欠であります。そのためには、幅広い年齢層に対してきめ細やかに消費者問題に関するパンフレットの配布や各種講座の開催など、普及啓発活動にも努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

振り込め詐欺とか成り済まし詐欺とか高額医療費の還付金詐欺と、これもう人ごとかいなど思ってたんですが、我が身に降りかかってくると、ああ、人ごとではないなど実感してまいります。阿波市でも消費生活センターが発足して3カ月ですが、もう大量の相談件数があるということです。これまだ知らない方も市民多数でございますので、広報とかACN、あるいはこういう議会を通じて大いに宣伝、啓発をして、未然に防ぐようにやってい

ただけたらと期待しております。

この項を終わりたいと思います。

2番目の質問でございます。

鳥獣害対策についてということで、私の住んでいる阿波町の林地区なんですけど、吉野川の河川側のやぶでイノシシがかなりな数生息しているという状況で、おととしぐらいから見かけだしたんですが、去年は吉野川の河川内にある田んぼです。稲つくってるところですが、ところどころ土俵になっていたんですが、今年は1反半の近所の方の田んぼですが、もうほぼ全滅というぐあいまでこねってこねてこねられて、もうコンバインで刈れない状況になってしまいました。まさか吉野川の河川のやぶに、河原にイノシシがこんなに何頭も出てくるのかなと不思議でならんのですが、市のほうにかなり近所から被害届も行ったそうで、市の対応で猟友会に連絡されて、捕獲のおりを何基か設置していただきました。去年の12月から設置しているんですが、中に米ぬかと芋を入れたりやってくれています。私が見つけたんですが、20日前ぐらいに10キロのイノシシが1頭、去年の12月から設置してるのに10キロぐらいのイノシシが1頭入っただけで、後にも先にも入らないんです。足跡は、かなり歩いて河川側の田んぼが、稲がもう全滅したので、今度堤防を越えて我々の集落側の田んぼにまで出かけて、結構土俵になってこねています。おりに入らないと、かなり学習してるのかなと。北側のほうの山間部ではかなり捕獲はしたというのですが、山間部で危ないと考えたイノシシが県河川を伝って吉野川のほうへおりてきたんだろうというので、これも偏差値が高いイノシシでないかな、なかなか入ってくれません。くくりっちゅうんか、わなもどうかなと思って、猟友会の方が現場見に来ていたので、くくりもしたらどうですか。ほんなら通り道があるから、田んぼをこねてやぶに入っているの竹に泥がついて、乾いた後でよく通り道がわかるんです。そこへ2カ所、2カ月前に設置してくれたんですが、そのわなには全然かからない、また別のところから出入りしてるんです。やってることが、人間がやってることを見抜いているのかなというぐらい賢いイノシシです。これも年々、去年よりか数がふえた状況で、もう耕作者の方も来年はもう河川側の田んぼでは米はつくれんなというんで落胆している状況です。市内でもかなり山間部でも被害出たりして、伊沢谷なんかはもう米はつくれない状況というのを聞いております。一体阿波市の被害状況どういったものか、またその対策はどのようにやっているのか、担当部長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、吉田議員の一般質問の2点目、鳥獣害対策についてということで、阿波町で、吉野川の河川敷の竹やぶにイノシシが集団で生息し、農家の方は非常に困っておられると、市としての鳥獣被害の実態と対策はどのようにされているかというご質問でございますが、ご答弁させていただきます。

本市では、イノシシ、猿、カラスのほか、鹿などが農地に入り込み、連日被害を及ぼしているところがあります。特に山間部を多く有する土成町、市場町、阿波町において、その出没数が多く見られます。また、近年ではイノシシが、先ほど議員がおっしゃったように、日開谷川や伊沢谷川の河川を北から南に下り、吉野川の河川敷や善入寺島内の竹やぶに生息し、中山間部ではなく善入寺島や阿波町の吉野川周辺でも被害報告を受けております。

昨年度の本市における有害鳥獣の被害状況ではありますが、金額では287万5,000円、被害面積は6.7ヘクタールとなっております。

なお、この被害数値につきましては、農業共済組合からの報告、また直接市民の方から市役所に寄せられた情報を県が作成しております鳥獣被害の作物の収量及び基準単価表をもとに市が査定したもので、個人の自家野菜などの被害につきましては集約できてないところがございますが、ご理解をお願いいたします。

これまでに本市としましては、鳥獣被害対策としまして、平成25年度より鳥獣被害防止総合対策事業により、土成町の吉田、秋月、浦池地区、市場町の上喜来、尾開地区、阿波町の桜ノ岡、長峰、大久保地区におきまして、延べ1万2,264メートルのイノシシの侵入防止柵を地元住民の方のご協力によりまして設置したところでございます。本年度の計画では、東長峰地区、小倉地区、そして正田地区に1,600メートルの侵入防止柵の設置を計画しておりまして、被害を未然に防止する取り組みに努めているところであります。

なお、捕獲奨励事業によりまして、市内の猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、捕獲おりの設置を行い、生息数の調整にも努めているところでございます。

議員ご指摘の、先ほど申された阿波町の吉野川の河川敷周辺の三本柳地区や勝命地区にも、被害報告を受けた際には速やかに猟友会に情報を伝達し、捕獲おりの設置を要請し、現在三本柳地区には3基、勝命地区には1基の捕獲おりを設置しております。複数の地区におりを設置することで、河川内を移動するイノシシによる被害地区の拡大の抑制を図る

とともに、新たな目撃情報があった場合は、その都度猟友会と情報を共有し、おりの設置場所の見直しを行い、イノシシを確実に捕獲するための対策を講じています。その結果、本市全体でのイノシシの捕獲数につきましては、平成25年度には206頭でありましたが、平成26年度は353頭増加し、559頭という実績を上げております。その後、平成27年度は476頭、平成28年度には296頭となり、猟友会の方から、今年は生息数が明らかに減ってるという報告もされております。このことから、一定の効果が上げられていると考えております。今後も行政と猟友会が一体となって捕獲調整を継続して実行し、被害の防止、あるいは軽減が図られるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

私の近所の三本柳地区にも捕獲おり3基設置されておるということで、1件目はトウモロコシがかなり食われまして、トウモロコシ畑の中に捕獲おりを設置してくれて、米ぬかとトウモロコシを中へ入れています。けど、入るのはカラスが飛んできて食べて、また飛んで出ているっちゅう状況で、イノシシはかかりません。その捕獲おりを3基設置したものの、何か月も設置したものの、かかったのは10キロぐらいのイノシシ1頭だけでした。相変わらず稲を刈ったら、今度残つとる田んぼへ行って、今も荒らしています。今日でも来ていただいたらわかるんですが、稲刈りするごとに違うところへ、田んぼへ行って荒らしてます。これはおりでとれないとなると、ほんでくくりのわなにもかからないっちゅうことで、最終は猟犬で、犬で追ってもらって撃ってもらわないかんのだろうと思うんですが、その旨猟友会の方に現場で会ったので話してみると、冬場に犬で追い出しして、安全を確認した上で撃ってみようかというような話をさせていただきました。この冬場に期待したいと思います。

それから、猟師の方が年々全国的に、また県内でもそうですが、猟師の方減っているということで、ほかに娯楽もたくさんできてきて、猟師をする方、新規に入られる方が少なくなっているっちゅうことでございますが、何とか猟師免許を取る方をふやす方向で支援もしていただきたいと。

この間、徳新の1面に、産業経済部長に聞きましたが、県外の女性を農業研修で2名ほど、ブドウ農家とか養蜂農家に来ていただいて研修して、加工品まで、あるいは3次産業まで伸ばしていただいたらということで、かなり徳新で大きく1面で出されておりました。

た。日本農業新聞では、狩猟免許を女性が取ったということで、それも九州だったと思いますが、大きく載っておりまして、狩猟許可いただいた女性が、加工したりジビエ料理を出すレストランまで開店したということで、非常に大きく農業新聞に載っていました。どの業界でもそうですが、女性が参入していただくことによって活気とか明るさが出る、皆さん家庭と一緒にないかなと思います。ひとつ女性の参入も視野に、狩猟免許の取りやすいように支援もしていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、吉田議員の再問の狩猟免許の取得の支援ということで、元来有害鳥獣の捕獲に従事するには、原則として銃もしくはわなによる狩猟免許を取得し、狩猟者として登録する必要があるとございます。特に有害鳥獣捕獲従事者は、全国的に、議員申されたように年々減少し、また高齢化が進んでいる状況でございます。当然これは本市においても同様な傾向となっております。そこで、本市ではこのような状況を少しでも改善するため、平成24年度より狩猟免許取得支援助成金交付制度を実施しております。この制度は、野生鳥獣による農林漁業への被害の防止と有害鳥獣捕獲従事者への育成を図るため、新たに狩猟免許を取得した方に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものであります。助成金額は、わな狩猟免許取得者には5,000円、銃猟免許取得者には2万円、同時に取得した方には2万5,000円となっております。昨年度までの交付件数に対しまして、わなの免許で6件、銃猟免許で7件となっております。今後もこの制度を推進しまして、有害鳥獣捕獲従事者の育成に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

大いに猟の免許を取れるように支援していただけたらと思います。

それからこれ、イノシシとか鹿とか猿とか、撃ったら国とか市から報奨金が出てるといような話ですが、今その金額、手元にありますか。急に言うて申しわけないけど、あれば答えていただけたらと、なければまた別に結構ですが。みんなの確認になる。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 吉田議員の再問にお答えさせていただきます。

イノシシの捕獲の金額で、よろしいですか。

(7番吉田 稔君「はい」と呼ぶ)

報奨金といたしまして、市から7,000円、国から8,000円の1万5,000円でやっております。これは成獣でございますが。

以上です。

○議長（江澤信明君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

イノシシとか鹿、猿をとれば、国と市から報奨金も出るということで、しっかり奨励していただけたらと思います。

この件は終わります。

続きまして3番目に、阿波町にあります。市営家畜市場の跡地利用についてということで、阿波町の廃止になった家畜市場の建屋が風雨にさらされて朽ちかかっていると、市営住宅の駐車場とか地域との交流広場等に利用できないかということで質問いたしました。

家畜市場、私が子どものころは非常に活気がありまして、近くの繁殖農家も牛をトラックなり、近くの方は道をおってまで競り市場まで連れてくるということで、非常に活気がありました。今はもう畜産農家も激減しまして、農協の経済連のほうは六条のほうで市場をやっているということで、そっちのほうへ集中しているようでございます。この家畜市場の事務所は、結局選挙ごとの投票所に長いこと利用されていたということで、しかしながらそれも阿波市合併になって西原の勤労者体育館のほうへ変わったということで、いよいよ使い道がなくなって、このままだと不審者が寝泊まりできるような状態になっております。何とか有効利用できないかということで質問いたします。

○議長（江澤信明君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、吉田議員の一般質問の3点目、市営家畜市場の跡地利用につきまして、阿波町の廃止になった家畜市場の建屋が風雨にさらされており朽ちかけている、市営住宅の駐車場とか地域との交流広場等に利用できないかのご質問に対しましてご答弁をさせていただきます。

阿波市家畜市場は、旧阿波町時代に県下で初めて家畜の公正な取引と適正価格の形成を確保し、家畜の流通の円滑化を図るため、昭和32年に開設されました。当初は、毎月開催された競り市に県内外から多くの家畜商、畜産農家が集まり、年間1,000頭の和牛の取引が活発に行われておりました。しかし、その後農業協同組合による飼料の販売から

成牛の販売を取り扱うことになったことや、畜産農家の減少と高齢化などにより飼育頭数の減少並びに施設の老朽化が著しく、本来の機能である市場の開催が困難となったため、平成28年第3回阿波市議会定例会において、阿波市家畜市場設置及び管理に関する条例の廃止についてご承認をいただいたところでございます。今年度中に家畜市場の解体工事の設計を行いまして、来年度に建屋などの解体工事を計画しております。

当初は、家畜市場の土地につきましては、解体後の活用を検討した結果、活用方法が見出せず、また財務省からの有償にて借り受けている土地であることから返還をすることとしておりました。しかし、家畜市場の西側には東条農村公園、北側には市営住宅や分譲地などがあり、家畜市場周辺は比較的人口密集地であることから、再度防災公園や水防関係、議員ご提言の交流広場なども含めて今後利活用について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

年間30万円前後で国からお借りしているということで、場合によったら買い取ったほうが安いのかなと思ったんですが、部長に聞くとかなりな金額なんで、当面は借りたほうが非常に安いということで、利活用を考えていただきたいと思います。

この項をこれで終わりにいたします。

最後の質問でございますが、今年も阿波市役所に新卒の職員ということで多数とられました。一般企業もそうですが、新しい職員に大いに期待するところでございますが、その新しい職員をどのように育てていくのか、それによって今後の阿波市の発展、あるいは市の行政の能力がどの辺まで稼働できるかっていう大きな荷が新卒の職員にかかっていると思います。阿波市は、言うまでもなく農業立市だと、その上工業団地を活用して会社にも来てもらうということで、いろんなメニューを考えています。阿波市は、特に農業の産出額が県下で一番大きいという市になっております。農家の子弟であっても、余り農業を手伝ったことない子弟がほとんどでないかと思えます。こういったメンバーを雇うのであるならば、市のほうも農業や農村についての理解を深めてもらえる新卒職員のメニューがあってもいいのではないかとということで前回提案しました。何らかのアクションが起こされたのかどうかお聞きいたします。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、吉田稔議員の一般質問4項目め、新卒市職員の研修メニューについて、新卒市職員の育成プログラムはどのようなものか、以前議会で農業や農村についての理解を深めるメニューはどうかと提案したがどうなっているかについてお答えをさせていただきます。

新規職員に対する育成プログラムにつきましては、まず採用された年度の4月1日に、地方公務員としてのサービスの根本基準として宣誓書を読み上げることから始まります。そして、職員としての自覚と意識の確立を図り、職務上必要な基礎的知識、技能及び態度を習得させ、職員としての適応力を養い、全体の奉仕者にふさわしい職員養成研修を自主研修として実施しております。

プログラムとしては、阿波市の総合計画、財政講話等を聞き、質疑応答し、また接遇研修、消防、防災研修を受け、さらに実地研修として、阿北特別養護老人ホームでの介護実習、可燃ごみの収集作業、中央広域環境施設組合及び阿北環境整備組合両組合での現地見学などをカリキュラムとしております。加えて、県自治研修センターにおいて、5月に5日間、市町村新規採用職員対象の前期研修で基礎的知識や態度などの習得研修に参加するとともに、約半年の経験を踏まえ、10月に4日間後期研修として、行政課題への認識を深めるとともに職務遂行能力、使命感等の向上を図る研修に参加しております。また、普通救命講習の実施において、災害現場や日常生活における救命に必要な応急手当の技術を習得するため、訓練用資機材を使用し、実習を主体とする講習も受講しております。さらに、昨年第3回市議会定例会において吉田稔議員より、農業法人など地場産業への研修により地元理解につながるのではないかと、また地元産業の育成にもいい知恵が湧くのではないかといったご提言をいただいておりますが、今年度イオンアグリ創造株式会社あわ農場に依頼を行いまして、平成28年度、平成29年度の新規採用職員を対象に、8月18日と28日の2日に分け、キャベツ苗やロマネスコの定植作業の体験や、午後の日盛りでは座学を行い、「安全な農場運営の仕組みづくり」として農業生産工程管理の3つの柱、食品安全、労働安全、環境保全に関する講話を受講しております。この取り組みは、農業現場における継続的な改善を、現場の従業員が「もっと安全で効率的に農場を運営するにはどうしたらいいだろうか」といった農業経営方法などを通じ、知恵を出し合い、ボトムアップで問題解決に取り組む解決法を学ぶためのものであります。研修を受けた職員の感想は、農業は言うがやすし行うは難し、作業の大変さを身をもって体験し、また座学においては自分たちで知恵を出し合い、問題解決に取り組むという方法を自身の企画力に



生かせるのではないか、また農業立市阿波市の魅力的な中身を市内外に情報発信し、農業人口の確保につながるのではないかとといった研修復命を受けております。

今後こうした研修を継続的に実施することにより、職員として地場産業を体験研修し、企画能力向上はもとより、地域の事情をよく知り、地域の人とのつながりができ、コミュニケーション能力向上による人材育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

理解ある農業法人が新人職員の研修に協力していただいた、大変ありがたいことだと思います。今まで阿北特別養護老人ホームとごみの収集作業、あるいは環境整備のし尿処理場の見学とか、公的なところをメインにやってたそうですが、民間のほうで学ぶものも多かろうと思います。もう民間のほうは倒産の可能性がありますので、お客さんに対する接遇とか、あるいは企画力を高めるというのも死活問題で必死にやっております。阿波市役所は、倒産というのはなかなかないようなところでございますので、どうしても甘えの行動も出てしまうかもわかりません。今後とも大いに民間のほうで研修するというのをに入れていただけたらと期待しております。

それから、新人職員だけでなしに、全職員についてはどのような研修をされているのか、もう就職してしまえば、あとはマイペースでいいのかということ、そういうものでもありません。時代のニーズにいかに対応していくか、お客のニーズにいかに対応していくかということは非常に敏感なところも必要と思われれます。また、市民に対する接遇ということも非常に大事になってこようかと思えます。それらについてどのような研修を一般職にされているのかお聞きいたします。

○議長（江澤信明君） 後藤企画総務部長。

○企画総務部長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、吉田稔議員の再問、全職員の研修についてどのようにしているかについてお答えをさせていただきます。

私たち地方公務員は、先ほど答弁させていただいた新規採用職員のみでなく、サービスの根本基準は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定をされております。この責務を受け、職員として常に原点回帰し、地域の状況を視野に入れ、市民と施策を語り合える職員、地域の課題を積極的に発見できる職員、市民の立場に立って物事を考え、行動できる

職員など、市民と対話ができコミュニケーションが図れる能力を養うことが必要と考えております。

職員の研修の場につきましては、本市では意欲ある職員を育成するために、管理職においては人事評価者研修や、政策担当リーダーは重点施策等の企画立案能力向上研修、また全職員対象とした接遇能力向上研修など、市独自の研修を通じて職員の知識、経験の育成に努めているところであります。加えて、市町村アカデミーを初め各種の職員研修を通して公務能力の増進に努めています。今後もこうした研修を通して人材育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） ありがとうございます。

昔の偉い人が言ってますが、人は石垣、人は城って言います。人次第でその組織も団体も上向きに上がるか下向きに行くかという、変わってこようかと思えます。人材の育成って非常に一番大事なことでなかろうかと思えます。

そこで、再々問なんですけど、いろいろ市民の方から市職員に対してご意見、ちょっと煙たいような意見が複数の方から出ております。私もそういうところもあるかなと思いつながら、市民からの声を言ってみます。

市民から見た市職員の対応について、複数の市民より若干の指摘があります。

事業部門において、市民組織との数回の話し合いで、出席者に断りもなくICレコーダーで会話を録音するのはいかなものかと。黙って机の上へ置いて録音しているということで、市民の人権をどう考えているのかなという疑問が出ております。

それからもう一つ、事業推進部門の職員が、市民に対し税務申告はされていますかと発言するのはいかなものかという声があります。

それからもう一つ、3月の納税申告期間、本庁のロビーでやられておりますが、事業推進部門の職員が税務申告者の受け付けや税務申告書のチェックを手伝っているのはいかなものか。

そういうことで、言うまでもなく納税は国民の義務であり、国民みずから税務申告することとなっています。しかし、これらの一連の行為は市職員による市民管理と言われかねない状況であり、大変危惧しています。今後、人材育成とともに人材の活用を再考していただきたいという声何人かから出ておまして、私も一部感じるところがございます。

一般職の総務部長では答えにくかろうと思います。町田副市長、何かご意見がございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（江澤信明君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、吉田議員の再々問でいいんですか。

（7番吉田 稔君「はい」と呼ぶ）

職員の今後の人材育成と人材の活用という話でございますが、冒頭の、市のほうにもさまざまな市民からの苦情等々もいろんな形で入っております。テープレコーダーの話、税に関する話につきましては、毎月部長会等もしておりますので、早急に検討、連絡したいということで対応して、議員も申されたように人は城と、5月8日から藤井市長が市民と歩むまちづくり、市民ファーストということで、そんな中で職員で人づくりはまちづくりということで職員の資質をスキルアップさせることで、ひいては市民サービスの向上につながるという中で、今企画総務部長のほうからも説明がございましたが、新人職員とか、全職員も含めて研修を年次的にやっております。内容も年々変えております。そういながらも、2種類あると思うんです、基礎的なコンプライアンス的な個人的情報とか守秘義務とか、法令遵守に関する研修がございます。これは当たり前のことは当たり前でやると。阿波市役所といえば阿波市内でも大きな会社ということで、本当全体の奉仕者ということ踏まえて、時代の潮流を踏まえながら意識を変えるということが一つの研修であって、2点目が技術的な専門的な研修や事業の政策立案能力を伸ばしたり、こういったことも不可欠でございます。その2つを合わせていろんな、一足飛びにはかなり向上ということもありませんが、これを繰り返して反復していくことで、ひいては職員の全体の人材育成につながっていくものと考えておりますので、今日いただいた提言をもとに、また市長とも相談して広くいろんなことを考えて実行していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（江澤信明君） 吉田稔君。

○7番（吉田 稔君） 急遽再々問ということで質問しましたが、副市長も長年経験されておりますので、住民サービスの向上に、ひとつマンネリ化せず人材育成に邁進していただきたいと思います。私も若いころサラリーマン、少しの間ですがやっておりました。お客さんに対して、高圧的に接してはお客さんが逃げていくということを社長からよく言われまして、お客さんを立てるような接遇の仕方は大事だということをいまだに覚えており

ます。ほういう人相手のサービス業というのは、銀行も郵便局もスーパーも一緒ですが、接遇態度、非常に大事にしております。市役所、倒産はしないけど、その分マンネリ化せずに民間企業に負けないぐらいサービスの向上を、人材の育成をして、阿波市の発展に寄与していただけたらと思います。どうもありがとうございました。終わります。

○議長（江澤信明君） これで7番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたします。

次回の日程を報告します。

次回は、明日14日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会といたします。

午後3時58分 散会